

議 事 日 程 （第 1 号）

平成29年 9 月11日（月曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 平成28年度第三セクターの経営状況の報告について
- 日程第 5 平成28年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について
- 日程第 6 議員派遣の件
- 日程第 7 一 般 質 問
- 日程第 8 報告第 2 号 平成28年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 9 報告第 3 号 平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第10 認定第 1 号 平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第49号 東白川村行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第50号 東白川村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について
- 日程第13 議案第51号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第52号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第15 議案第53号 平成29年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第16 議案第54号 平成29年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第17 議案第55号 平成29年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第18 議案第56号 平成29年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第19 議案第57号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第20 議案第58号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第21 同意第18号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 発議第 1 号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について
- 日程第23 認定第 2 号 平成28年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第 3 号 平成28年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第 4 号 平成28年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第 5 号 平成28年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第 6 号 平成28年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第 7 号 平成28年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第 8 号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（7名）

1 番 今 井 美 和

2 番 今 井 美 道

3番 桂川一喜

5番 服田順次

7番 安江祐策

4番 樋口春市

6番 今井保都

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事	安江良浩	総務課長	安江誠
村民課長	今井明德	地域振興課長	桂川憲生
産業振興課長	今井稔	建設環境課長	今井義尚
教育課長	安江任弘	会計管理者	今井英樹
診療所事務局長	伊藤保夫	監査委員	安江弘企

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局次長	安江由次
---------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成29年第3回東白川村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、1番 今井美和君、2番 今井美道君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月19日までの9日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（服田順次君）

日程第3、例月出納検査結果報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成29年9月11日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成29年5月分、6月分、7月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成29年5月分、6月分及び7月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳計外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成29年6月27日、7月28日及び8月25日。

3. 検査の結果 平成29年5月末日、6月末日及び7月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上であります。

○議長（服田順次君）

監査委員の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎平成28年度第三セクターの経営状況の報告について

○議長（服田順次君）

日程第4、平成28年度第三セクターの経営状況の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

平成29年9月11日、東白川村議会議長 服田順次様、東白川村長。

平成28年度第三セクターの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定による平成28年度第三セクターの経営状況について、下記のとおり報告する。

記、報告を要する法人名及び提出書類。

有限会社新世紀工房、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社ふるさと企画、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社東白川、別添「定時株主総会」提出資料、みのりの郷東白川株式会社、別添「定時株主総会」提出資料。

この提出資料につきましては、前回の全協で御説明をいたしましたので、きょうは省略させていただきます。以上です。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

前回、全協の折に説明資料はいただきまして、今回特に注目すべき点は、かつて一つの第三セクターであった新世紀工房の中の業務内容を2つに分社化ということで2つの会社に分割されたわけ

ですけれども、決算資料を見ますと、やっぱりリース物件があったりとか業務内容提携があったりして、実はそれぞれの業務内容が本当に分社化されたことによって改善されているのかされていないのかというのは、2つの決算資料を単純に見比べるだけではわかりにくいところがありますので、今後上部で見守っていく役場執行部の皆さんに、当分の間は、分社化したことによって、どのように経営が改善されていったかどうかということ进行分析していただくとともに、できればその分析結果を議会のほうへ提出願って、僕らのほうも分社化が正しい判断であったかどうかということをご判断したいと思います。その辺のことについての今後の御予定を伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

確かに決算資料だけでは、特にみのりの郷については前歴がございませんので、経営報告をさせていただいたということですが、前もお答えしましたように、（株）東白川はちょっと除きまして、この3つの会社につきましては、私が経営責任を持っているというような思いで毎月経営会議を必ずやっておりますし、みのりの郷については、私が社長ということでございますので、直轄でやっておるという形でチェックはしております。リース物件等は、どうしても商法、会社法の関係で整理がつかなかったという形でちょっと不自然な形で残っておりますので、これは逆に言うと、正確に内容を、この前もちょっと御説明しましたんですけど、把握をしておりますし、把握をしていただきたいというふうに思います。

この分社化の効果につきましては、会社の経営だけではなく、農業振興全般に対していい結果になってきたと思っております。これからもなるよう努力をまいりますので、よろしくお願ひします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

以上で、平成28年度第三セクターの経営状況の報告を終わります。

◎平成28年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について

○議長（服田順次君）

日程第5、平成28年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

平成29年9月11日、東白川村議会議長 服田順次様、東白川村教育長。

平成28年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、報告を要する事項及び提出書類。

教育委員会事務事業の点検評価の報告、別添「平成28年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価報告書」。

本件につきましては、報告並びに細部説明を先般の8月28日の議会全員協議会において説明させていただいておりますので、本日は省略させていただきますが、よろしく願いをいたします。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

以上で、平成28年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（服田順次君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣を報告させていただきます。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に読み上げますので、目を通していただきたいと思っております。

1. 第41回郷土歌舞伎公演、文化振興に資する、はなのき会館、平成29年9月17日、議員全員。
2. 小学校運動会、児童の健康増進に資する、小学校、平成29年9月30日、議員全員。
3. みつば保育園運動会、園児の健全育成に資する、みつば保育園、平成29年10月7日、議員全員。
4. 第15回東白川村老人福祉大会、老人福祉に資する、小学校、平成29年10月15日、議員全員。
5. 3市1村議会議員合同会議、下呂市、郡上市、中津川市との交流に資する、郡上市、平成29年10月17日、議員全員。
6. 可茂町村議会研修会、可茂町村議会議員の研さんと交流により相互の理解を深める、坂祝町、平成29年11月2日、議員全員。
7. 東白川村文化祭、文化振興に資する、はなのき会館、平成29年11月3日、議員全員。
8. 中学校合唱フェスティバル、教育振興に資する、はなのき会館、平成29年11月6日、安江祐策。

9. 秋フェスタ'17、産業振興の発展に資する、中川原水辺公園、平成29年11月12日、議員全員。

10. 可茂地域市町村議会議員研修会、可茂市町村議会議員の研さんと交流により相互の理解を深める、可児市、平成29年11月24日、議員全員。

下段におきましては、既に議長決裁によって議員を派遣したものでありますので、目を通していただきたいと思います。

以上で議員派遣の報告を終わります。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（服田順次君）

日程第7、一般質問を行います。

通告者は4名です。

通告順に質問を許可します。

4番 樋口春市君。

〔4番 樋口春市君 一般質問〕

○4番（樋口春市君）

きょうは、医療・福祉ゾーンの整備について質問をさせていただきます。

今井村政も既に4年目を迎え、残すところあと半年余りとなってきております。これまでに五加、神土の高齢者サロンの整備、防災無線、備蓄倉庫、ヘリポートの整備、人口対策として村営住宅の整備、教育・文化においては現在まだ整備中ですが、小・中学校の野外運動場の整備、はなのき会

館の大規模改修など大変積極的に取り組み、村民の皆さんが安心・安全に健康でお過ごしいただけることのできる村づくりに御努力いただいていることは十分理解をいたしております。

医療・福祉ゾーンの整備計画の検討委員会を、さまざまな分野の有識者の方々において村の現状を十分理解していただき、将来に向けての道筋を立てていただけたものと理解しております。

医療・保健・介護・福祉が連携し、一体となって村民の皆さんへのサービスを進めていく上で、同一場所での整備は望ましいものと思います。

現在、医療・福祉ゾーンの実施設設計の原案が検討されているわけですが、村の現状をしっかりと見据え、次の世代に負の財産を残すことにならないためにも、しっかりと御検討いただきたいものと思います。

多大な建設費が必要であり、今後も水道施設、防災、光ファイバー、公共施設の整備等進めていかなければならない事業は山積みになっていることを再度認識いただきたいと思います。ぜひこれまでの病院から診療所に移行したときの規模にこだわらず、診療所として最低限必要な規模で、村としての身の丈に合った計画をお願いしたいものであります。

高度医療、救急医療においては、ドクターヘリ、救急車両、中核病院との連携をより一層強くしていただき、村民の皆さんの健康管理に重点を置くための診療所の役割を果たしていただきたいと思います。

そこで、村長に医療・福祉ゾーンの整備を進める上で、造成工事についても災害への備えも含め、お考えをお聞かせください。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

樋口春一議員の質問にお答えをします。

まず医療・福祉ゾーンの建設については、今後の財政需要を再度認識せよという御指摘でございます。当然誰よりも認識をし、また将来を見据えて、総合計画を立てて実施をしているところであり、これは村長の責任であると思っております。

さて、医療・福祉ゾーンの整備につきましては、1月に診療所内部検討委員会を発足し、8月までに延べ15回にわたり協議を重ねてまいりました。基本的には、現在ある診療所の外来や胃カメラ、内視鏡等の検査機能は残しつつも、検体検査はやめて委託を考えるなど、最低限必要な部屋割りをさせていただき、現在に至っております。

老健についても、職員や介護職員の意見を聞いた上で修正を重ねてきました。建設委員会には、毎回基本設計の業者も出席をして、細かな修正もその都度取り入れ、次の委員会で会議録の確認を行うという作業を毎回行ってきました。その結果、延べ床面積も当初は2,111平米であったのが、現在までに約400平米以上縮小し、1,700平米までにしてまいりました。現在、現診療所と入院棟の病室での感染外来、保健福祉センターでの事務と分かれていた機能を一つに集約して、必要な部屋配置ができたと思っております。

しかし、第2回総務常任委員会での議員の皆様方の御意見を踏まえ、再度、内部検討委員会に検討を指示したところです。その後の議論には、次回の総務委員会での議論といたしますが、村の人口は毎年減少することが予想されます。後期高齢者人口は、今後10年間は横ばいの見込みのため、高齢者に重点を置いた体制の充実も踏まえての施設整備と考えています。

また、造成工事につきましては、現在、業者に委託して、敷地造成の設計、駐車場設計、排水設計、植栽設計の調査業務を行っております。

災害に対する備えはという御質問でございますが、今回建設を予定する左岸側については、地盤が高く、平成29年9月の台風15号に伴う豪雨、このときの8時間連続雨量262ミリメートル、最大時間雨量34ミリメートル降ったときの洪水にも十分堤防高に余裕がありました。また、昨今、各地で局地的に記録的短時間豪雨があり、これも懸念をされるところですが、今回の造成工事では、それに備えての対策は必要ないものと考えております。

以上で答弁とします。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

今回、新たな場所に診療所と老人福祉センターが移転するというので、せっかくですので、いいものをつくりたいというお気持ちは十分私もわかります。けれども、現在の村の財政状況と、先ほども申し上げましたように、今後予定されている事業等、まだまだたくさん残っております。そういったこともしっかりと念頭に入れて御検討をいただきたいというふうに思いますし、また先ほど豪雨には細心の注意を払っていくということでございますけれども、各地で集中豪雨が、思いがけない豪雨等の災害が発生いたしております。そういったことも踏まえて、年配の皆さん方の御意見もしっかりと酌み入れていただいて、将来を見据えた事業推進も今後も図っていただきたいと思っておりますので、再度、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

実施設計に入る前の平面プランの決定につきましては、先ほど答弁をさせていただいたように、この前の総務委員会での協議を踏まえて、再度検討、手直しをしております。この結果は、今度お願いをします総務委員会でも議員の皆様方に提示をして結論を得たいというふうに思っております。

先回の総務委員会でもお話ししましたように、我々は計画どおり進めるためにはタイムリミットというものがございます。それによって議論を粗末にするということでは決してございませんが、十分所内での検討も重ね、そして建設委員会での検討も重ね、最後には議会の皆様方の総意を持って御了解いただいて、次のステップに入りたいと思っておりますので、総務常任委員会の委員長さ

んをお願いをして、再度委員会を開催していただくような手続をこの会期中をお願いをしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

それから、防災につきましても十分検討しております。業者による断面測量もしました結果で今の判断をさせていただきます。絶対という言葉は使ってはいけないことでございますので、建設をした後にも、豪雨のときの避難体制の整備とか、あるいは設計上での患者様や利用者様の避難についてのより高い安全性を求める施設にしたい、こういうことも平面プランの中には十分検討をして考えてきておるところでございます。

いずれにしても、財政状況が厳しい中、十分理解をしておりますので、身の丈に合った診療所の建設、そして老人施設の建設に邁進をしてみたいと思いますので、今後ともよろしくお願いをします。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

村長は集落座談会の折に村民の皆さん方とのお約束の中で、できる限り総工費6億の中で工事を進めていきたいという発言をされておりますので、どうかその発言をしっかりと頭に置いていただきたいなというふうに思います。まだまだ建設をしても、外構工事等の経費は莫大なものがかかりますので、その点も含めてお願いをしておいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

〔1番 今井美和君 一般質問〕

○1番（今井美和君）

税金の滞納について質問いたします。

東白川村を動かすお金の一部として、村民の皆様からの大切なお金を税としていただいております。国と県、市町村などの地方公共団体は、私たちが豊かで健康な暮らしができるよう、日々の生活の隅々まで広い範囲にわたりいろいろな仕事をしています。そのためには、たくさんの費用が必要になりますが、この資金はみんなで出し合っていかなければなりません。これが税金です。

税には、国に納める国税と地方公共団体に納める地方税があります。地方税は、さらに都道府県税と市町村税に分けられます。そのほか、使い道による分類として、普通税と目的税、納める方法による分類として、直接税と間接税とがあります。国民は、法律の定めるところにより納税の義務を負う。納税は、勤労、教育の義務と並ぶ国民の三大義務の一つとして日本国憲法第30条に国民の義務として定められています。しかし、現在、村では、何らかの理由で税金を滞納されている方が見えます。29年6月末の村の滞納合計は1,647万7,723円です。項目分けでは、村税787万8円、国民健康保険税591万915円、介護保険料16万9,200円、CATV使用料213万4,120円、簡易水道使用料15万1,580円、後期高齢者医療保険料24万1,900円となっております。この滞納されたお金はなぜ

徴収されずにいるのでしょうか。前年度、28年5月末合計は1,660万8,046円で、今年度と比較して13万323円減ってはいますが、滞納額が多過ぎではないかと思えます。

税金徴収、滞納処理を村はどのようにされているか、村長に伺います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問についてお答えをします。

最初に、なぜ滞納された税金等が徴収されずにいるのかという質問ですが、議員御指摘のとおり、税、使用料、保険料等において滞納が発生していることは事実であり、長い間の懸案事項でもあります。私たちは、負担の公平性の観点から、納付していただくものは必ず納付してもらう姿勢で取り組んでおり、その結果、10年前には7,000万円近くあった滞納を、昨年度、1,600万円程度になるまで整理をしてまいりました。この間、中濃県税事務所に職員を派遣して、滞納整理に関するスキルを向上させたり、関税務署も加えた中濃税務推進協議会や岐阜税収確保対策協議会などの研修も踏まえて徴収事務に当たり、現年度徴収率の向上と滞納整理を進めています。

また、事業主さんに協力いただいて、個人住民税の特別徴収、給与の天引きの取り組みや、まだ件数は少ないのですが、コンビニ収納を取り入れることなどにより、納税者の皆さんの利便性にも配慮して、徴収率の向上に努めています。しかし、滞納されている方もあるため、関係法令に基づきさまざまな対応策を講じているところであります。

次に、滞納額が多過ぎるのではないかという御指摘ですが、本村の滞納額を村民1人当たり換算すると、村税が約3,200円、国民健康保険税が約2,300円となります。これは可茂管内の市町村と比較した場合、村税、国保税ともに低いほうから2番目となります。水道使用料は滞納がほぼない状態ですし、CATVの使用料は近隣では比較できる市町村はありません。このことから、他の市町村も本村と同じぐらいのレベルで滞納が発生し、不納欠損を行っていることと推測され、本村の滞納額だけが多いとは一概には言えない状況であります。

ただし、納めることが基本の税や使用料でありますので、最初に述べた基本的な姿勢を貫き、今後も滞納整理と徴収率の向上を図ってまいりますことをお約束して、答弁とさせていただきます。

なお、税の徴収方法、滞納処理などについて、その細部には担当課長から報告をさせます。

○議長（服田順次君）

村民課長。

○村民課長（今井明德君）

税の徴収と滞納処理について説明させていただきます。

各種の税、保険料、使用料には、納付期限が設定されておりまして、この納付期限を過ぎると滞納となります。納付期限を過ぎると、20日以内に督促状を送付し、法令で定められた滞納処分の手続きをとります。督促状が送付されても納付されないときには、電話や文書において納付を促し、時には戸別訪問するなどして、自主的に納付いただくように催告を行います。特に初期の対応を重

視して、臨時徴収吏員を設置して集中的に対応しております。しかし、それでも納付されず、一度に全額を支払うことが困難な場合は、分割納付誓約を交わします。これは、滞納額を分割して当月分に割り増しする形で納付してもらう誓約で、これを行うことで、同時に時効の停止を受けます。分納誓約を行うときには、その家庭の収入と支出を聞き取り、基本的な生活費を差し引いた中で、どれぐらい納めることができるかなどを相談に乗って行っております。

徴収の最終手段としましては、財産調査を行います。調査の対象は、給与、預貯金、不動産、動産、自動車、売掛金など全てが対象となります。この調査で換価可能な財産があった場合は、差し押さえを行い、その後、換価をして滞納分に充当します。なお、差し押さえを行う場合には、事業に支障が出ない、生活が困窮することがないように慎重に行っております。これらのことを行っても、例えば滞納者が死亡して財産がないときとか、破産等で相続人も財産がないなど納税を全く見込めない場合や法の定める徴収の時効を超えて徴収できない場合などには不納欠損処分を行い、徴収を諦めたこともあります。これは、滞納の整理における最終段階なので、村としては、極力不納欠損にならないようにしておりますが、最終的には法に基づいた適切な処理をさせていただいております。

しかし、滞納されている方々の中には、生活保護レベルの生活困窮者や、けがや病気で一時的に滞納されている方もあります。これらの皆さんにつきましては、生活保護レベルの生活困窮者でありながら、固定資産税や国民健康保険税がかかる方が数名いらっしゃいます。この方々につきましては、生活保護にもなれず、所得や年金が少ないために分納制約もできず、徴収や時効の停止をかけることが困難でありますので、今後もある程度の不納欠損が発生する見込みとなっております。

このほか、水道使用料やCATVなどの使用料にも滞納が発生しております。滞納となった場合の手続きは、ほぼ税と同じように進めますが、大きな違いは差し押さえ行為ができないことです。そこで、一時的に使用をとめて、使用料を納めてもらったら使用を再開するとか、さらに見直してもらうといったような措置をとって、滞納を減らす努力を行っております。どちらも村民の方のライフラインでございますので、十分な相談活動を行って、滞納整理を進めております。

私たちは、村民の方々の御努力に納税いただいていることを十分理解し、負担の公平性の観点からも、極力不納欠損にならないように、ありとあらゆる方策をとって滞納整理と収納率向上を図っていきたく思っておりますので、深い御理解と御指導をお願い申し上げます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

過去、7,000万円近くあった税金滞納額を今の金額まで下げたということで、一生懸命やっている様子はよくわかります。そのやり方についても今説明をいただきましたので、よくわかりました。

不納欠損ということ余りしないように、なるべく分納していただいて、時効というものが起きないように村でも一生懸命取り組みをしていただきたいと思います。

収納向上に向けた取り組みの計画というか、今後もどのような計画で税の滞納を減らす方法を今現在考えていらっしゃるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほど答弁で長年の課題であったという答弁をさせていただきました。過去の村の行政の対応について、今ここで、過去はこうであったからということは差し控えたいと思いますが、確かに数字としては残ってしまった、いわゆる不納欠損がありました。これは、徴収権自体が消滅をしておられるため、例えば払うよと言われても、取ってはそれが違法になるというような状況のものもあったことがございます。そういったことがこれから発生しないように、現在は定期的に私も出席をし、参事も出席し、関係課長、係長も出席して、庁内での滞納整理の対策会議を開いて、個別案件に対して、じゃあこの方はどういうお願いをしていこうかという指示を出しながら滞納整理に当たっております。その法律的なスキル、技術は、先ほど課長から答弁したとおりのことをやれるようになってきたというふうに評価をしております。

したがって、過去のことは残念ながら反省をしながら、私も教育長にもお願いをしまして、その一部でもお返しをせないかんという思いで、期末手当の一部を削減する措置をずうっと就任以来とってきております。これは職員にそれを求めるということではなく、やはり特別職の責任であったということで、そういった措置をとりながら、職員にはそういったことが起きないように今後は努力をするということも思っていたくようそういう措置をしておる。これで全部が埋めることは到底ございませんが、姿勢としてはそういう姿勢で、この滞納整理の課題に取り組んでおります。ただ、一方、非常に経済的にも、そして高齢化というような課題もあって、前よりも状況は悪くなっているのは、議員の皆様方も実感として、それぞれ地域の中で感じられることもあるかと思えます。

こういった案件がありますので、早目にいろんな相談に、これは税だけの問題ではなく、福祉の問題、そして行政としてしっかりと対応していかなくちゃいけない課題でもあると。結果として、税の滞納として出てくるということでございますので、この前にしっかりとした生活の御相談に応じていくと、こういったことも必要かと思って、職員も日々努力をさせていただいております。遠いところまで差し押さえの事務に行ってもおりますし、取れるものは取るという姿勢で、ちょっと言葉はきつくて大変申しわけないですが、徴収させていただくものは徴収させていただくといい直しますが、ということでこれからも進めてまいります。御指導をまたよろしくお聞きしたいと思います。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

過去には触れないということで、今まで大切な税をいただいております。悪意を持って払わない

という方はいないとは思いますが、今後いただいた税の使い道等についてもしっかりと考えて行政をやって行っていただきたいと思います。以上です。

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

〔2番 今井美道君 一般質問〕

○2番（今井美道君）

提案型入札方式の積極的採用について質問いたします。

国土交通省の公共工事の入札契約の適用に関するガイドラインによりますと、現在、中・長期的な担い手の確保、行き過ぎた価格競争の是正、地域のインフラメンテナンスや維持管理、発注者のマンパワー不足、受発注者の負担軽減等の課題が顕在化している中で、公共工事の品質確保のためには、引き続き透明性、公正性、必要かつ十分な競争性の確保を前提としつつ、発注者の技術や体制を踏まえ、事業の特性や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から最も適切な入札契約方式が選択されることが必要である。入札方式や契約方式などのさまざまな組み合わせがあるが、その運用が画一的になっており、時代のニーズや事業の特性に応じた多様な入札契約方式が活用されにくい状況であった。

このため、公共工事の品質確保の促進に関する法律では、新たに発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情などに応じ、この節に定める方式、その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、またこれらの組み合わせによることができるということが明記されました。

こういった流れの中、岐阜県内の多くの自治体が、庁舎、幼稚園、跡地活用施設、病院の診療棟、学校給食センターなどの建設設計、特産品販売所の運営管理委託、各種交付金事業の提案、ソフト事業の提案などの入札において、プロポーザル方式、あるいはコンペ方式が取り入れられています。

専門性にたけた職員配置ばかりでない当村にとって、村が取り入れるコンピューターシステム系の事業の選定、今後ますます増加するであろう建築物や道路の改修などにおいても、担当者の提案ではなく、専門知識や経験に基づき事業の提案を持ち寄ってもらったりすることもできるでしょう。不特定多数の企業の中から最も有利な条件を提示した企業、入札の原則的な一般競争入札、地域性や企業の信用度などの条件による指名競争入札、少額随契や特命随契などのように入札を行わずに契約の相手を決める随意契約、プロポーザル方式、コンペ方式などのような提案型競争入札、多くの入札契約方式があります。それぞれの入札方式にはメリット、デメリットがありますが、昨年と一昨年の入札契約、見積もり契約を含めて、件数と割合をお答えください。

製品や物のように価格のみに効果を求める場合、質的効果が必要な場合、事業の内容が重要な場合、特に建設工事等で今後何十年と使用する建物で、住民の関心が高く、期待も大きい事業には、住民、議会、行政、設計者が一体となって協働でつくり上げていく必要があると考えます。

東白川村の職員の専門性を持った採用と配置は言うまでもなく、特に先ほど述べたように、国の流れ、当村の実情を鑑みた場合、より多くの民間の力、専門家の力を利用した事業がなされていく

ことが求められていると考え、事業ごとに一番よい入札契約方式をつくり出していくことが必要であり、提案型入札方式が積極的に採用されるべきと考えますが、村長のお考えを伺います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美道議員の質問にお答えをします。

公共工事等の入札についての国のガイドラインや公共工事の品質確保に関する法律の内容について、また岐阜県内の各自治体の取り組み状況などについては、質問の中で御説明をいただいたとおりであります。

業者の選定については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、提案型競争入札についても質問の中で御説明をいただいたとおりであります。

本村の一昨年と昨年度の入札契約、見積もり契約の件数や割合については、総務課長から答弁をさせます。

まず本村の公共事業関連の条例、規則等の体型について説明をいたします。

東白川村契約規則の定めるところにより、以下、一般競争入札実施要領、建設工事等指名競争入札参加者選定要領、同運用基準、建設工事等発注基準、建設工事等入札参加資格委員会規定、これは指名委員会のことでございます。また、簡易型建設工事等指名競争入札参加者選定要領、これは村独自のものとございます。

これらの規則や要領により所管課が工事、あるいは物品納入や委託業務等の計画を立てて一連の事務を行います。事業によっては、どの方法により業者を選定し、契約するかは担当課で起案し、決裁を受けて事業に着手をします。

さて、御質問の提案型入札方法の採用については、私も議員の御指摘のとおり、事業の内容がより高度で重要な案件であったり、ハード事業、ソフト事業とも新しいやり方や創意工夫のよし悪しで効果や費用に大きく差が出るであろうと想定される事業や、発注側にノウハウの蓄積がない場合などは、より多くの民間の力や専門家の力を活用すべきと判断し、提案型入札方法を採用すべきであると考えます。

一例として、昨年度では中川原水辺公園の児童用遊具設置工事、また十数年前になりますが、私が当時の病院の給食事業を民営化するとき、この際には、プロポーザル方式により業者を決定したことがございます。

もう一点、職員の専門性を持った採用と配置については、ことし3月の定例会の一般質問でお答えしたとおり、なかなか思うようにはいかないところではございますが、引き続き努力をしてまいります。

また、本村が指名競争入札を多く採用する要因として、昨年制定をした小規模事業振興基本条例第6条第3項で、東白川村は、工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に配慮しながら、村内事業者の受注機会の増大に努めなければならない

いと明記されております。この条例の目指す点にも留意しながら、業務の執行に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、私の答弁といたします。

本村の、先ほど申し上げました入札契約、見積もり契約の件数や割合について、参事から答弁をさせます。

○議長（服田順次君）

参事 安江良浩君。

○参事（安江良浩君）

入札件数、割合について、私のほうから説明させていただきます。

まず平成28年度の契約総数でございますが209件、そのうち競争入札につきましては、全て指名競争入札でございますが、72件で、契約全体の約34%でございます。

指名競争入札以外のほとんどの契約でございますが、主に契約規則で定めています工事請負費130万円以下、財産の購入につきましては、主に物品でございますが、80万円以下の随意契約が137件ございまして、全体の約66%を占めております。

参考までに契約金額で申しますと、全体で約7億6,000万円ほどの契約がございまして、約80%の6億3,500万円が指名競争入札の契約でございます。

次に、平成27年度の契約数でございますが204件、そのうち全て競争入札は指名でございますが75件で、契約全体の37%でございます。また、先ほど言いました随意契約でございますが129件ございまして、全体の63%となっております。

参考までに契約金額でございますが、全体で約7億2,000万円の契約がございまして、約90%の6億5,400万円ほどが指名競争入札の契約となっております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

まず参事に御説明いただいた数字の件からですけれども、世の中は今指名でないほうに行っているんですけど、当村なんかは特に地元の活性化ということと、できるだけ地元で仕事をさせていただきたいというもの、物を買っていただきたいという気持ちも十分わかりますので、この件については特に問題ございませんが、随意契約の中ですけれども、この辺についても監査委員の方なんかは特にしっかり調べることができるかと思うんですけれども、この辺もある程度相見積もり等もしっかりとっていただいて、当然でしょうけれども、公平な契約がなされることを希望しておきます。

村長の先ほどのお話の中で、昨年度、教育委員会の発注の中川原水辺公園の遊具の設置事業のお話がありました。決算資料の事務報告書にもコメントとしてプロポーザルを取り入れたということが今回報告されておりますので、各専門の複数の遊具業者の提案を村民代表の選定者のもとで決定されたという新しい第一歩だと感心をいたしました。

現在、東白川村の抱える非常に大きな事業ということで、また関心の大きな2つの事業ということが今検討されているところでございます。

その一つに、情報通信設備計画についてと診療所、老健の建設についてでございます。

2つの事業とも村にとっては急務な事業ということですが、神戸、五加サロン建設の図面が議会へ提案されたときにも申しましたけれども、当初にかかるコストのみが表に出てきています。どういった計画のもとで、どういった人員配置で、今後の人口減少や社会情勢の変化などのリスクがどの程度鑑みてあるか、ランニングコストが一体今後幾らかかるか、こういったことを基本計画を進めていく上で描いていくべきだと感じております。

情報通信設備計画においては、その辺を検討されているようですし、全く違った視点での選択肢が今提示されているということで、ある意味、プロポーザルということで検討が進められているのかなというふうにお聞きをしております。

診療所、老健建設の本建設の設計業務においても、建設委員会の中でも、また常任委員会の協議会でも申しましたけれども、いろいろな目線、工法を取り入れた提案型入札方式を採用するのが現時点での最良方法と考えておりますが、この2つの事業について、こういった提案型ということはどういった観点で取り入れられるか、取り入れられるお考えがあるのかということを再度質問させていただきます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まずCATV、光ケーブルの事業でございますが、これについては、情報通信基盤整備の委員会の中で検討をしておっていただけて、まだ業者選定のところまでは、いわゆる契約のための業者選定のところまでは行ってございません。その辺のところは、先般、総務委員会で説明をしたところでございます。

いわば、今、議員がおっしゃったように、部会を開いていただいて、それぞれヒアリングをしたりして、プロポーザルに近いような形で、どの方法がこの村にとって一番いいのか。それは、今御指摘のとおり、初期投資だけでなく、今後10年、15年、20年先の経費まで方法によって随分違ってまいりますので、検討をしていただいております。

この案件も、実は契約のところに行きますと、何らかの形で指名競争入札、あるいは随意契約、あるいは一般競争入札、こういった形をとらざるを得ないということになってまいります。その前の段階で、しっかりとこういった民間の皆さんも入れた協議もやっているという御理解をいただきたいというふうに思います。

また、医療・福祉ゾーンの整備につきましても、基本設計につきましても指名競争入札で業者が決まっておりますが、先ほど4番議員さんの一般質問でもちょっとお答えしたとおり、今、平面プランを立ち上げるには、15回という庁内での検討、これについても設計業務を受注した業者が毎回出席をして、それぞれに対して協議をしてみましたし、建設委員会にも、御存じのとおり出席

をいただいたという形で、いわば中身はこれもプロポーザルで今まで平面プランをつくってきたということでございます。

今後は、この平面プランをもとに実施設計をします。その実施設計と、それによって建設方式が鉄骨でやるのか、木造でやるのか、あるいは全く非木造でやるのか、いろいろ選択肢がまだ出てきておまして、その費用の比較も今総務委員会の中でお話をしておるところでございます。このことにつきましては、プロポーザルを確かにこの時点で導入して、すばらしい成案が得られるかどうかということも検討しますし、先ほどお話ししました今度の総務委員会では、メリット、デメリットについてしっかりと御説明をし、議員全員の皆さん方の御意見も伺って、進め方を決めてまいりたいと。若干時間はかかりますけれども、今、議員御指摘のような、すばらしいものをつくるための、あるいはこの村に合ったものをつくるための努力は惜しまないつもりでございます。

平面プランにつきましては、先ほど来申し上げましたように、指名競争入札で業者を決めて、それを約半年ほどかけて練ってきたというところで、プロポーザルとは言いませんでしたけれども、同じような内容で検討ができたのではないかと考えております。

今後、いろいろな事業につきましても、専門家の知見が必要な場合、あるいはアイデアが必要な場合は、先ほど答弁しましたように、こういった提案型、あるいはプロポーザル型の業者選定の方式も十分とっていききたいというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

この大きな2つの事業というのは、今、村民の方が関心がございますし、多くのお金が必要ということ。幾らある程度得な借金を使うとはいっても、村民、あるいは国民の税金ということですので、今後の私たちの世代や子供たちの世代に負担がかからずに、村民の多くの方が本当にありがたいと思える事業にしていきたいと思えます。

今、村長のほうからもお話しありましたように、今の村の現状ですと、今後の事業をいろいろ考えられる中では、民間の知恵を取り入れる方法でということで、多様な契約方式がありますので、そのあたりも上手に使っていただいて、提案型ということ、できるだけ職員の方が検討いただくと、今後の村の行政の発展や福祉の発展につながっていくんじゃないかなということを思いますので、最後につけ加えさせていただきます。

○議長（服田順次君）

次に、3番 桂川一喜君。

〔3番 桂川一喜君 一般質問〕

○3番（桂川一喜君）

過疎対策事業債、一般的に過疎債と呼ばれる制度について2つの質問をさせていただきます。

国は、過疎地域の自立を促すために、過疎地域自立促進特別措置法を制定しています。その中に、

過疎地域が自立していくために必要だと認められた事業に対して、財源確保の一環としてお金を借りることができる過疎対策事業債という制度があります。

東白川村でも過去において幾多の事業にこの過疎債が使われ、財源が乏しい村の財政を陰ながら支えてきた経緯があると思います。村民が村の借金、村の借金と呼ぶ中にも、この過疎債が含まれているものと思われます。

そこで最初の質問ですが、現在、村が抱えている借金のうち、過疎債の占める割合と過疎債が使われた事業の重立ったものに何があるのか、村民にもわかりやすい形で御説明ください。

議員になる前は、借金というものは金利もかさむだろうから、なるべくするものではなく、もししたとしても、できるだけ早く返済を終えるほうがいいと、一般社会の常識のまま、村の借金に対しても同じ認識を持っていました。

ところが、借金をしたほうが得になるという仕組みがあると、議会活動を通じて知ることとなり、そんなばかなことが本当にあるのだろうかと複雑な思いになりました。その原因が、まさにこの過疎債という仕組みです。よくよく考えてみたら、過疎地域を救うために国が後押しをするという借金ですから、村にとって有利な仕組みであろうことは当たり前といえども、村民の多くがこの過疎債の仕組みを知らないまま、村の借金の是非を語っているのが現状ではないでしょうか。

そこでもう一つの質問です。

過疎債という借金の仕組みと、どうして借りたほうが有利になるのか、これも村民にわかりやすく御説明していただけたらと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の質問にお答えをします。

過疎債の村の起債残高に占める割合、あるいは仕組み等についての御質問でございます。

過疎債を含め、起債を財源として活用する理由に、平たく言って、毎年の予算の中で財源不足を補うため、国の制度を活用して、起債という借り入れで分割払いをするということと、もう一つ大きな理由は、ハード事業で整備する例えば道路でも、施設でも、何年間も使用し、いわば効果を受益するわけでございますので、世代間といいますか、建設年度だけでなく、受益期間に相当する各年度の会計で分割して負担をしていくというほうが合理的であるという考えにより、この起債という仕組みがあります。

私からは基本的なことだけをお答えし、詳しくは総務課長から答弁をさせます。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

それでは、御質問いただきました項目について説明をさせていただきます。

まず過疎対策事業債の占める割合ということでございますが、一般会計債の平成28年度地方債残高全体が25億8,200万円ほどございますが、そのうち過疎対策事業債の割合は39.5%となっております。

次に、過疎対策事業債を使用した主な事業でございますが、まずハード事業での借り入れですが、毎年6から8事業について借り入れを行っておりますが、主な事業としましては、平成13年から14年度には、簡易水道拡張事業で8,000万円から1億4,000万円の借り入れを行っております。平成15年から17年はCATV事業で借り入れをしております、平成17年度には3億弱という大きな借り入れとなっております。平成18年度から20年度では、美濃東部農用地整備事業に毎年3,000万円程度、平成21年度から23年度では、小学校の大規模改修、プールの改修、スクールバスの更新など、平成25年から28年度では、簡易水道、それから中川原水辺公園の整備、小学校の屋外運動場整備、はなのき会館の大規模改修などで借り入れを行っております。

次に、ソフト事業でございますが、平成23年度から特別な借り入れとしまして借り入れができるようになりまして、山林境界明確化事業、福祉医療の子ども医療費、高校生の通学支援、高齢者の外出支援などで借り入れを行っております、ソフト事業の借入額につきましては、各自治体ごとに枠がございます、東白川の場合ですと大体4,000万円程度までという限度額となっております。

続きまして、過疎対策事業債の仕組みでございますが、過疎対策事業債は、議員の御説明にもございましたが、過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定された市町村が過疎地域自立促進計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債です。したがって、借り入れにつきましては、過疎計画に掲載されている事業に限られます。過疎の対策事業としましては、産業振興施設等、更生施設等、交通通信施設、教育文化施設と過疎地域の自立促進事業、いわゆるソフト事業の施設が対象となっております。充当率は100%充当ができて、交付税の措置率は70%となっております。

借り入れると有利になる理由ということでございますが、結論から言いますと、地方交付税の算定に算入されるからということになります。仕組みにつきましては、地方交付税の算定の仕組みを説明する必要がございます。地方交付税のうちの普通交付税になりますが、普通交付税の交付額は、基準財政需要額から基準財政収入額を引いて求められます。基準財政収入額とは、自治体が標準な行政を合理的な水準で実施したと考えたときに必要とされる歳出の経費のことで、基準財政収入額とは、自治体が標準的な状態で徴収ができる税収のことを指します。

したがって、各自治体の歳入歳出の実際の差によって算出がされるわけではなく、一定の物差しにより算定された歳出と歳入の差、いわゆる不足分が交付額になる仕組みとなっております。

この基準財政需要額の項目に公債費という項目がございます、その中に過疎対策事業債の当該年度の償還額の70%分が算入されるという仕組みとなっております。借り入れに対して算入されるのではなく、毎年度の償還額に対して算入される仕組みとなっております。

なお、交付税措置のある起債につきましては、過疎対策事業債だけではなく、学校教育施設等整備事業債や防災対策事業債などにつきましては、30%から50%の交付税措置がいただけることにな

っております。また逆に、公営住宅建設事業債などにつきましては、交付税措置がないというような起債もございます。

以上で説明を終わります。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ただいまの説明は、実は村民にわかりやすくとは言いましたけれども、僕らが聞いていてもなかなかわかりにくい説明だったので、実は要約すると、やはり一定量は借りますけれども、返済分につきましては、返済分の一部を国のほうから負担していただけるので、事実上、返済額が満額じゃなくて済むという解釈でよかったですかどうかと思いますので、後ほどもし違っていれば訂正のほうをお願いしたいと思います。

そこで、今回はお得だという話から質問を始めたわけですが、調べていきますと、先ほどもとになる法律、過疎地域自立促進特別措置法という中を見ますと、実はあなたたちが自立するために国が援助しますよという要因が一つではありますけど、見方を変えますと、国としては、地方の自立は促したいと。必ず自立して欲しいから、あなたたちが計画さえ立てれば積極的に応援しますと読み取れるような内容になります。特に地域格差の是正という部分が前段として語られておまして、人口対策についてずうっといろんな措置をやってきましたが、平成12年度の段階で見直してみますと、やはり人口の減少には歯どめがきかないところがあり、もっともっと積極的に過疎対策を国が行い、特に国が行うんですが、実際の計画を立てるのは自治体であってほしいということと、それから自治体が自立してということですので、一旦計画を立てた後、自治体が単独で過疎対策、要は過疎地域との格差を解消した方向で進みなさいということでありました。

それで、さっきいろんな方から聞かれるのは、幾ら得な借金だからといっても、借金をしてまでやる必要ないんじゃないかということがあったり、実は借金をするより、自己財源で全部済ませたほうがいいんじゃないかという議論がたまに湧いてきますが、今回、過疎地域自立促進特別措置法の中をよく見ますと、そうではなくて、借金をしてでもいいから、とにかく格差を縮めなさい。地方はとにかく一刻も早く格差を縮めないことには、人口減少に歯どめがかからないだろうという国の思惑が特に見えてきます。

そこで、今回質問した事項とは別に、過疎債が使えるから財源確保できますよという話と、それから村長から説明がありましたように、単年度決算では処理できないような大きな事業について、長期にわたって処理ができるためには、要は分割払いの処理をすることによって財源がきちんと確保できるということもよくわかりましたが、もっと言うと、過疎債が借りられる事業というのは、必ず村にとって地域格差を解消できるであろうと国が認めた事業です。逆に言うと、国からすれば、必ず借金してでもいいから、その事業は進めなさいという意味にとれないわけでもないというふうに取り取れます。

そこで、もう一個進んだ考え方、要はお得だから借りようではなくて、過疎債という設定があるから、その事業を積極的に行って、地域格差を埋めていこうという村の態度が今後必要になってくるんじゃないかと思います。それについての村長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

地域格差という概念をどういうふうに捉えるかということがあるかと思いますが、まさに道路の状況、あるいは情報通信の分野での都市との格差、これは皆さんも異論がないところであると思います。こういったことに対して、国のほうがなかなか単年度の小規模零細な自治体の事業では着手ができないところにこういった仕組みをつくって、格差をなくすための努力を下さいよということであると思います。そういう観点で見ますと、今、議員御指摘のとおり、私どもは今までも、さっき説明したとおり、十分なぐらい、もうこれ以上借りられないというところまで過疎債を活用して、インフラの整備を行ってまいりました。これからは第5次総合計画の中に定めた医療・福祉ゾーンの整備、あるいはFTTH化、光ファイバーの敷設、こういった事業についても有利である起債をしっかりと使って、都市との格差をなくして、人口減少の歯どめと人口導入、あるいは流入を図る政策が必要ということでございます。これは地方創生で5年間頑張れよと国が言ってきましたことともリンクをしておりますので、その辺の議論は総合計画の中で、あるいは地方創生の戦略を立てる中で議論をしてきたという思いでございます。もちろんいろいろ状況は変わってまいり、ということもありますし、例えば公共交通の問題等も今検討はしておりますけれども、実際どうするんだという結論が出てきたときには、ハード、ソフトとも両方とも非常に重要な課題になってくる可能性もございます。教育の問題、医療の問題、全てが格差を是正して、ここで住む人々がある限り、地方が消滅しないように努力をする。これが国も求めていることであるし、何よりも私ども行政、議会の皆さん方と一緒にやってやるべき仕事であると思っております。そのために借り入れる、借りられるからやるということではなくて、必要な事業を借りてでもやるという思いで今村政をやっておりますので、御理解をいただきたいし、財政全体でこのことを少し述べますと、御存じのとおり、過去、実質公債費比率、県下ワーストワンという時代、そして財政準備基金も1億を切っているような状況の中から、何とか皆さん方の努力により、我慢もしていただいて、貯金をして、借金も減らしてきた時代が8年間あったわけです。この努力をしっかりと受けとめて、今は安倍内閣ではありませんが、私どもは仕事をする行政という思いで3年間、職員の皆さんにも御協力をいただき、議会の皆さんにも御努力をいただきながら進めてきました。

これからも、先ほど来議論がありますように、大きなプロジェクトをしっかりとこなすといえますか、実施をして、東白川村の生き残りをかけた大事な大事な時間であろうというふうに思っておりますので、そのための財政の裏づけをこの過疎債、あるいはほかの有利な起債に求めていく、これはしっかりと活用してまいりたいというふうに思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ただいまのお答え、本当に力強いことで、今後の村の将来が、格差が減っていくという方向性が見られてきます。実は先ほどから申しています過疎地域自立促進特別措置法につきましては、数年後と、2年ないし3年、4年という間に何回か改正が見られています。この改正の経緯を見ますと、実はちょっと不安なところが1個あります。もともとは地域格差を減らすためにというふうに制定されましたが、どうも国のほうは徐々に地域格差はもう終わってきているだろうと。だから、中心部分が地域格差の解消から各自治体の独自な特徴を出して、そこに産業、もしくは人口増加の何かを見出すために、そちらのほうにも税金が使われるようにしようとなっている経緯が見られます。

これは、前回、村長も御存じのように、情報通信の上でも一段階の地域格差が終わっているから、次の段階へ進もうという国の動きが、この措置法についてもちょっと見られる部分があります。

そこで、村が全ての格差の是正が終わっていて、それから特徴ある村づくりによって人口減少に向かうという余裕があればいいんですが、皆さん御存じのように、まだまだ東白川というのは、近隣に比べても基本となる生活基盤がまだ十分是正できていない部分も見受けられますので、この部分は、うっかりしておりますと、国から見放されて少し置いてきぼりになる可能性もありますので、特に国に対してはぜひおくれをとっている部分を忘れられないような積極的な国への働きかけをお願いしたいと思っておりますので、これに対する村長の思いをもう一度お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

議員の御指摘のとおりでございます、実はこの過疎自立に関する法律、議員立法で何年も何年もリメイクをして、ちょっと手元に資料がないので正確ではございませんが、もうすぐその期限が満了しようとしております。今年度の終わりぐらいから、次のステップをどう考えるかという議論が実は国のほうではもう始まっております。先般、県で組織しております過疎の振興の連盟がございまして、そこで総務省の過疎対策室長をお招きして勉強させていただいたわけですが、この中でもそういった話がございまして、実は地方の声を今年度の終わりから来年にかけて、こうしたいんやということをしつかりと届けていかないと、この過疎自立促進法の次のバージョンがどういう形になるかが大きな転換期になってきております。これは今、桂川議員が御指摘のとおり、ある程度国は、地方は成長してきたよというような観点で申してみえる方もあるということですので、このところは議員の皆様方の御協力をいただきながら、しっかりとまだまだですよという声を国に届けていく必要があると考えております。

具体的に、じゃあどこが問題になっていきますかということは、また次の議論にさせていただきますが、状況としては、この過疎自立促進法も転換期に来ておるということだけ、皆さんに御認識をいただくこととお話ししまして、答弁とさせていただきます。

○議長（服田順次君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分からとしますので、よろしくお願ひします。

午前10時57分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎報告第2号及び報告第3号について（提案説明・質疑）

○議長（服田順次君）

日程第8、報告第2号 平成28年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから日程第9、報告第3号 平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件を一括して議題とします。

本件について、報告者の説明を求めます。

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

報告第2号 平成28年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成29年9月11日、東白川村長。

1枚おめくりいただきまして、平成28年度決算に基づく健全化比率一覧表、実質公債費比率10.2、将来負担比率21.8、以下については省略をさせていただきます。

はねていただきまして、平成28年度決算に基づく財政健全化判断比率審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された平成28年度決算に係る財政健全化判断比率を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。平成29年9月11日提出、以下、省略させていただきます。

はねていただき、平成28年度東白川村財政健全化判断比率審査意見書。2番目を見ていただきまして、審査の結果、(1)総合意見としまして、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項については、いずれも適正に作成されているものと認められていますので、お願いいたします。以下は同様の事項となりますので、省略をさせていただきます。

続きまして、報告第3号 平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成29年9月11日提出、東白川村長。

はねていただきまして、平成28年度決算に基づく資金不足比率一覧表。資金不足比率がないため、以下は省略をさせていただきます。

はねていただきまして、平成28年度決算に基づく公営企業会計資金不足比率審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された平成28年度決算に係る資金不足比率を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。平成29年9月11日提出、以下を省略させていただきます。

平成28年度東白川村公営企業会計資金不足比率審査意見書につきましても、資金不足比率がないため、説明を省略させていただきます。以上となります。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号 平成28年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから報告第3号 平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件の報告を終わります。

◎認定第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第10、認定第1号 平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

認定第1号 平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定により、平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成29年9月11日、東白川村長。

この件につきましては、通常、一部事務組合の決算は、各組合議会において審査及び認定を行っておりますが、御承知のとおり可茂広域行政事務組合は、本年3月31日をもって解散していますので、地方自治法第292条により、同法施行令第5条の規定を準用し、本組合の最終年度の決算審査及び認定をそれぞれの構成団体の議会においてお願いするものでございます。

それでは、別冊の可茂広域行政事務組合歳入歳出決算書1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入総額でございますが、歳入、予算現額のその下の段でございますが、歳入決算額5,440万962円でございます。歳出決算額5,440万962円でございます。歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

これは、解散に伴いまして、全ての財産を処分するため、基金等を取り崩し、可茂広域行政事務組合の一般会計に繰り入れ、通常の歳入歳出と合わせて岐阜県へ返還及び構成市町村へ配分金として出資したことによるものでございます。

続きまして、18ページと19ページをごらんいただきまして、18ページでございますが、実質収支に関する調書でございます。組合の保有する全ての財産及び歳計現金を返還または配分することによりまして、実質収支額はゼロとなっております。

19ページにつきましては、財産の調書、こちらのほうにつきましても、基金等の財産において、現在高としてはゼロとなりました。

以上が、可茂広域行政事務組合の決算概要でございます。

議案のほうに戻っていただきまして、この件につきまして監査委員の意見をいただいておりますので、報告をさせていただきます。

次のページが監査の意見でございますが、総評でございます。

次のページに意見書が添付されておまして、表紙がございまして、その裏側でございますが、まず2のところ、審査の期日でございますが、平成29年7月28日に審査を受けまして、審査結果、1個飛びまして4のところですが、審査に付された平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係帳簿等によって照査した結果、計数は正確であると認めたということで意見をいただきましたので、御報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第1号 平成28年度可茂広域行政事務組合一般会計歳入

歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎議案第49号及び議案第50号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第11、議案第49号 東白川村行政手続条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第50号 東白川村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例についてまでの2件を関連がありますので、一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第49号 東白川村行政手続条例の一部を改正する条例について。東白川村行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成29年9月11日、東白川村長。

この件につきましては、マイナンバー制度の運用開始に伴いまして、インターネットを介して各種届け出を行う場合につきまして、必要な条文の改正を行うものでございます。

次ページに改正条文がございますが、説明につきましては、新旧対照表のほうでさせていただきますので、新旧対照表をお願いいたしたいと思っております。

1ページでございます。

表形式になっておりまして、左側が改正後、右側が改正前ということでございます。

まず理由の提示ということで、第8条、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないこととなっております。ただし書きがございます。ただし、条例等に定められた許認可等の要件、または公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載、または添付書類で、ここが改正になりまして、その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときに、これを示せば足りるということで、その他の申請の内容につきましては、インターネットによる申請という意味でつけ加えをさせていただくものでございます。

続きまして、2項は省略で、33条の1項、2項、3項のところは省略しまして4項になりますが、前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。この前項の規定がちょっとこの資料に出てございませんで、ちょっとわかりづらいんですが、前項といたしますのは、行政指導が口頭でされた場合、相手方から書面を提示されたんですが、相手方は書面を求められたとき、書面を交付しなければならないというのが前項の規定になっておりまして、次に掲げる事項については適用しないということで、書面の交付をしなくてもいいよというような意味の4項の条文になってございます。

裏面に参りまして、2ページのほうで、2号になりますが、既に文書、または電磁的記録、括弧はちょっと省略しまして、によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるものにさ

れた場合は、書面の提出をしなくてもいいよということでございまして、改正条文につきましては、電磁的記録を追加したということで、電磁的記録といいますのは、パソコンを利用すれば確認できるCDとかフロッピーなどを指しておりますので、お願いしたいと思います。

改正条文に戻っていただきまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、平成29年7月1日から適用するというので、この7月1日につきましては、マイナンバー制度の運用が開始された日ということになります。

行政手続条例については以上でございます。

続きまして、議案第50号 東白川村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について。東白川村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を別紙のとおり提出する。平成29年9月11日、東白川村長。

この件につきましても、49号と同じくマイナンバー制度の運用開始に伴いまして、インターネットを介して各種届け出を行う場合の本体の条例になってまいりますが、その条例を整備させていただくものですが、あわせて縦覧等についても情報通信技術の利用について、マイナンバー以外のものとして規定をするものでございます。

新規の条例の制定するものでございますが、説明につきましては、別冊の説明資料のほうに逐条解説を提出しておりますので、そちらで説明をさせていただきますので、お願いをしたいと思います。

それでは、別冊の説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

逐条解説でございますが、四角の枠の中が条例本体でございます。それで、枠の下のところが太括弧がついておりますが、解説を載せてございますので、ポイントのみ説明をさせていただきます。

目的1. この条例は、村の機関等に係る申請、届け出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、村民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とするということでございます。

解説のほうは、3つほど黒ぼつがついておりますが、2つ目のところをごらんいただきたいと思います。

この条例の対象になりますのは、村の機関等に係る申請、届け出その他の手続等ということで、村民から村の機関等への申請、届け出や村の機関等から村民への処分通知などの村の機関等を主体、または名宛てとする手続等を指しております。また、電磁的記録の縦覧や作成なども含むために、手続「等」ということで表現をさせていただきます。

それから、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法とは、村の機関等のコンピューターと村民のコンピューターとをインターネット等で接続したオンラインシステムを利用して、申請等や処分通知等を利用して行うこと。書面の作成や保存にかえまして、パソコン等を利用して電磁的記録を作成、保存することであるということでございまして、以上、そういう行為のことをオンライン化と表現をさせていただきますので、お願いしたいと思います。

2ページのほうへ参りまして、定義でございます。

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるということで、(1)号でございます。法令。これは法律及び法律に基づく命令ということでございます。

2号のほうは、条例等ということですが、これは村の条例及び村の執行機関の規則、括弧は抜いていただきまして、規則第55号第1項の規定に基づき、岐阜県の条例により村が処理することとされた事務について規定する県の条例及び県の執行機関の規則をいうということでございます。

3号で、村の機関等。地方自治法第2編第7章に基づいて設置される村の執行機関、村議会、もしくはこれらに置かれる機関、またはこれらの機関の職員であつて法律及び法律に基づく命令並びに条例等により独立に権限を行使することを認められたもの及び同法第244条の2第3項の規定する指定管理者を指しております。

第4号のところは、書面等。書面等には、書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

第5号でございますが、署名等。署名につきましては、署名、記名、自署、連署、押印、その他氏名、または名称を書面に記載することをいう。

第6号、電磁的記録。電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

第7号、申請等。申請、届け出その他の条例等の規定に基づき村の機関等に対して行われる通知をいう。

第8号で、処分通知等。処分、括弧は除きまして、の通知その他の条例等の規定に基づき村の機関等が行う通知をいう。

第9号で縦覧等。条例等の規定に基づき村の機関等が書面等、または電磁的記録に記録されている事項を縦覧、または閲覧に供することをいう。

第10号で作成等。条例等の規定に基づき村の機関等が書面等、または電磁的記録を作成し、または保存することをいう。

第11号で手続等。申請等、処分通知等、縦覧等、または作成等をひっくるめまして、手続等と呼んでおります。

解説ですが、特に条文のままでございまして、第6号のところでございますが、3ページの黒ぼつのちょうど真ん中あたりで第6号関係がございますが、電磁的記録とは、CDやDVDなどの媒体に記録された電子的記録、ハードディスクやフロッピーディスクの媒体に記録された磁氣的記録などの総称を電磁的記録として総称しておりますので、お願いをしたいと思います。

続きまして、4ページのほうでございますが、情報通信処理組織による申請等というところで、電子情報処理組織は、インターネットによる申請等というふうに読みかえていただいて結構かと思っております。

第3条、村の機関等は、申請等のうち当該申請に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2項で、前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

第3項で、第1項の規定により行われた申請等は、同項の村の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該村の機関等に到達したものとみなす。

4項で、第1項の場合において、村の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名、または名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等にかえさせることができるということでございます。

要点でございますが、第1項関係で一番上のぼつでございますが、条例等により書面で行うこととされている申請を、個別条例の改正をせずに、個別条例はそのまま、今回制定する条例におきまして、当該申請等のオンライン化等ができる旨を規定しているものでございます。

下のほうへ行っていただきまして、2項でございますが、オンラインによる申請等が行われた場合については、個別条例等に規定する書面等により行われたとみなしということで、当該条例等の規定を適用する旨を規定しているということで、個別条例に規定されております書面、様式と違っておっても、その様式を提出されたこととしてみなすというような意味でございます。

2ぼつ目で、申請等の様式についても、個別条例のほうで規定している様式と違う場合でも申請の様式等は必要事項で網羅されていれば、個別条例等、今、前のところと同じような意味になりますけれども、条例の同じ様式とみなされるということでございます。

3項は飛びまして、4項関係でございますが、2ぼつ目でございますけれども、今度は署名のところを指してございまして、氏名、または名称を明らかにする措置であって規則で定めるものについて、施行規則では、電子署名、または当該申請を行ったものを確認するための措置、例えば識別符号ですとか暗証符号なんかを使用することも署名をしたということのみなされるということで、マイナンバーカードなんかで手続する場合などを指してございまして。

続きまして、6ページのほうへ行っていただきまして、電子情報処理組織による処分通知等ということで、第4条、村の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2項で、前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等の書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

第3項で、第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係

る電子計算機に備えられたファイル等への記録がされたときに当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4項で、第1項の場合において、村の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名、または名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等にかえることができるということで、先ほど3条と同じような意味で、3条は届け出でしたが、今度は村からの通知についても届け出と同じような扱いにするということでございます。

続きまして7ページのほうで、電磁的記録による縦覧等ということで、第5条、村の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等にかえて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項、または当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2項で、前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用するというので、今後はマイナンバーとは別の事務になりますんですけども、下の解説のほうに行ってくださいまして、1項で2ぽつ目を見ていただきますと、電磁的記録に記録されている事項とは、具体的には、次の方法などが考えられるということで、村の機関等の事務所に置かれている縦覧等の専用端末機の画面に縦覧等に供する事項を表示して行うということで、本来、縦覧とか閲覧につきましては台帳というもので行うんですけども、それをパソコンの画面を見せることで縦覧にかえることができるというものでございます。

続きまして8ページのほうで、電磁的記録による作成等。第6条、村の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成にかえて当該書面等に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2項で、前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

第3項で、第1項の場合において、村の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例の規定にかかわらず、氏名、または名称を明らかにする措置であって規則で定めるもので当該署名等にかえることができるということで、第1項関係のところ、こちら2ぽつ目を見ていただきますと、本条は、条例等において、書面等により作成、保存することとしています台帳、登録簿等について、個別の条例等の改正を行わずに規則で定める方法により、コンピューター等の利用による当該書面等に係る電磁的記録の作成、保存をもってかえることができることを規定していることで、本来、紙台帳等で管理しなければいけないような定めのある個別台帳がありまして、この条例をもって紙台帳の管理を行わずにコンピ

ユーザーで行うことができるように定めるものでございます。

続きまして、9ページのところで、手続等に係る情報システムの整備等ということで、第7条、村は、村の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な事項を講ずるよう努めるものとする。

2項で、村は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

第3項で、村は、村の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化、または合理化を図るよう努めるものとするということで、解説のところで、第1項関係で一番上のぽつでございますが、村が、村の機関等に係る手続等のオンライン化等の推進を図るために、情報システムの整備その他必要な事項を講ずることについての努力義務について規定するというところでございます。

2項につきましては、安全性、信頼性、3項につきましては、簡素化、合理化についての努力義務を定めるものでございます。

10ページ、最後のページになりますが、手続等に係る電子情報処理組織の利用に関する状況の公表ということで、第8条、村長は、少なくとも毎年度1回、村の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ、または行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとするということでございます。

こちらのほうは、本文のとおりでございます。

それでは、議案のほうに戻っていただきまして、条例の最後のページになりますが、9条に委任事項が規定されておまして、この条例の施行に関する必要事項は規則で定めるということですし、附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成29年7月1日から適用する。7月1日は、先ほど言いましたマイナンバーのスタートした日ということになります。

説明は以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今回の条例は、一括してほとんどの申請をこの条例だけで補うということで、特に3条のところに書いてあります解説を読みますと、問題は、個別条例の中に必ず他の条例等の規定によりという文章が入っていないとこの条例が適用されないということですが、こちらの条例について、申請書類等でここで漏れてしまって、個別条例をいじらないと今回と同じ措置ができないものというのがあるかないかを調べてあるのか、全ての条例が大体この文章が入っているので、一括してこれが適用になるのかということは、確認はとれているのでしょうか。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江 誠君）

確認まではとれておりませんが、今、想定しておりますのは、児童手当の現況届ですとか、保育所の入所の申し込みですとかというところで、マイナンバーで利用が行われることが決まったものを想定しております、その分についてはこの条例で網羅しておるかなというふうを考えております。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

今、3番議員の質問の中のお答えにちょっと出ましたけれども、新たに、今はネット社会ですので、できるだけ簡素化で手続できるものということだと思っておりますが、この条例が施行されるに当たって、今想定されたもの以外に、今後こういったことで順次いろんな申請ができたり、便利になっていくよという想定があれば、もう少し詳しくお答えいただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

マイナンバーだけを想定しておるわけではないですが、実際にはマイナンバーの運用する制度ということになりまして、まずは子育てワンストップサービスということでオンライン化が進んでおりますので、そちらの手続ということになりますし、あとは社会保障と税の関係にマイナンバーについては限られますので、あと税の申告等もこちらで電子的にできる。今もできますけれども、していくことに、この条例を適用していくことになるかなと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今のまたこの一問なんですけど、今はこの条例ができたことによって、今特定されている条文についてはこれでいいでしょう。でも村については、結構村独自の施設の利用ですとか、そういう条例なんかも数多く制定されておりますが、その部分にもしこれと似たような前提になる条文がなければ、そこを足すことによって、今後いろんな技術革新に全て対応できるような条例文になるであろうということが今回の条例のヒントでいただきましたので、今まである条例も含めまして、全ての条例の申請につきましての見直しというのをぜひやっていただきたいと思っておりますので、それをちょっと質問と言いながらも意見でありますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

利便性を図るという意味で、公共施設の予約申し込みですとか、そういったものもできるように
なるといいなと思っておりますので、お願いします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号 東白川村行政手続条例の一部を改正する条例についてから、議案第50号
東白川村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例についてまでの2件を一括して採
決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号 東白川村行政手続条例の一部を改正する条例に
ついてから、議案第50号 東白川村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例につい
てまでの2件については、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで一旦休憩に入りたいと思います。お昼は過ぎてからということですのでよろしくお願
いをしたいと思います。

午前11時44分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第51号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第13、議案第51号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを
議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第51号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成29年9月11日、東白川村長。

次ページに改正条文がございますが、説明につきましては、新旧対照表を提出させていただいておりますので、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思っております。

3ページでございますが、左側に改正後、改正案でございます。右側が現行ということで、改正後のほうをごらんいただきたいと思っております。

補償基礎額のところでございます。災害補償につきましては何種類がありますけれども、障害補償や遺族補償の算定の基礎となる額を定めたものでございます。

第5条第1項は省略させていただきまして、第2項で前項の補償基礎額は、次に定めるところによるということで、第1号で、非常勤消防団員、また非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または公務により負傷、もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合には、という、このアンダーラインのところを改正になりまして、「にあっては」を「には、」に改正ということで、字句の改正でございます。死亡、もしくは負傷の原因である事故が発生した日、または診断「によって」を「により」に改正するものでございます。死亡の原因である疾病の発生が確定した日、もしくは診断によりということで、「によって」を「により」に改正するものでございます。疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員、または非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とするということでございまして、第2号でございますが、単価等を定めております。

消防作業従事者、救急業務協力者、もしくは水防従事者、または応急措置従事者が消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急処置の業務に従事したことによる負傷、もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態になった場合にはということで、「場合にあっては」を「場合には」に変更するものでございます。8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とするということでございます。

3項のほうが今回のメインの改正になりますけれども、3項につきましては、扶養親族の加算額を規定しているものですが、加算額につきましては、公務員の給与法をもとに定められておられて、今回、公務員の給与法が改正されたために、当該条例についても単価について改正が行われるものでございます。

3項で、次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員、もしくは非常勤水防団員、または消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者、もしくは応急措置従事者の死亡、もしくは負傷の原因である事故が発生した日、または診断によりということで、「によって」を「により」に変

更する字句の改正でございます。死亡の原因である疾病の発生が確定した日、もしくは診断により、「よって」を「により」に変更するものでございます。疾病の発生が確定した日において、他に生計の道がなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による額に、1号に該当する扶養親族については、この1号につきましては、下のほうに各号が出ておりますが、略になっておりますが、1号については配偶者を指しておまして、1号に該当する扶養親族については333円をとということで、ここにつきましては、「433円」を「333円」ということで、ちょっと減額になる改正でございます。2号に該当する扶養親族については1人につき267円ということで、このところは、従前につきましては18歳に到達する日以降ということで18歳までが対象となっておりますが、ここを2つに分けられまして、2号のほうで18歳、3号のほうで22歳ということでございまして、2号につきましては、2号に該当する扶養親族については1人267円ということで、217円から267円に、この部分については単価アップになっておるということでございます。3号から6号までのいずれかに該当する扶養親族については217円ということで、従前の217円とこの部分は変わらないということでございます。それぞれ加算した額をもって補償基礎額とするということで、各号がございまして、2号、3号のところは、18歳と22歳に分割されたということでございます。

4号につきましては、さらに扶養親族、このうちに15歳にとということで、「満」というのが入っておりますが、数えで数えませんので、「満」は取られまして、15歳に達する日の最初の4月1日から22歳に、ここも「満」を取りまして、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、83円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算してということで、83円分をさらに加算した額を補償基礎額とするという改正でございます。

本文のほうに戻っていただきまして、附則でございます。

附則、施行期日でございますが、1項で、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

経過措置としまして、2項でこの条例による改正後の東白川村消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

3項で、改正前の東白川村消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定に基づき、平成29年4月1日からこの条例の施行日の前日までの間に、非常勤消防団員等の扶養親族のうち、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払いとみなすというみなし条例でございます。

説明は以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号から議案第58号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第14、議案第52号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から日程第20、議案第58号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件について、補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

では、補正予算のほうを提案したいと思います。

議案第52号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第4号）でございます。平成29年度東白川村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,521万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,844万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成29年9月11日提出、東白川村長。

次のページの第1表 歳入歳出予算補正の説明を省略しまして、6ページの第2表の地方債補正をお願いいたします。

第2表 地方債補正、変更でございます。

起債の目的が過疎対策事業でソフトの関係でございます。変更前、限度額でございますが、3,990万円の限度額を、変更後は3,900万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございませんので、省略させていただきます。

90万円を減額するものですが、子育て対策事業債のソフト事業のうちの有害鳥獣捕獲事業について、新たに1件補助金を受けることができることになりましたので、財源のその分について、地方債の借り入れを減らすものでございます。

続きまして、8ページの事項別明細書の1の総括は省略をさせていただきます、10ページの2.歳入からお願いをいたします。

2. 歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額が4,811万5,000円の追加でございます。説明のほうへ行っていただきまして、普通交付税で収支のバランスをとるものでございます。

12款1項3目民生費使用料、補正額が1万円の追加でございます。説明で、五加交流サロンの使用料を見込むものでございます。

13款2項2目で総務費国庫補助金、補正額が479万5,000円の追加でございます。説明のほうで、社会保障・税番号制度システム整備費補助金ということで、マイナンバーカードのほうに旧姓併記ということで、そういった措置をするためのシステム改修に係る補助金でございます。もう一点、同じく社会保障・税番号制度システム整備費補助金の厚労省分ということで、国民健康保険システムの改修でございます。これもマイナンバー関係でございます。

3目民生費国庫補助金5万7,000円でございます。こちらも社会保障・税番号制度システム整備費補助金ということで厚労省分ですが、こちらもマイナンバー関係で、障害者自立支援システムの改修に係る補助金でございます。

10目で教育費国庫補助金6万7,000円の追加でございます。僻地児童生徒援助費等補助金ということで、新規の補助金でございますが、医師等の派遣事業、心臓検診等に対する新規の補助金でございます。

14款2項6目で農林水産業費県補助金、補正額が188万3,000円でございます。説明のほうで、1節農業費補助金につきましては、数量調整円滑化推進交付金でございますけれども、県のほうから追加交付を受けるものでございます。2節林業費補助金で168万3,000円でございますが、野生鳥獣保護管理推進事業の補助金は、有害鳥獣駆除の補助金でございますが120万円の追加を受けるもの、それから自伐林家型地域森林整備事業補助金でございますが48万3,000円、これは中小規模の森林所有者がみずから行う森林整備への補助で、新規の補助金となっております。

8目土木費県補助金で175万円でございます。国県道の樹木伐採事業費補助金ということで、日障木除去の補助金の追加交付を受けるものでございます。

14款3項6目で補正額が153万2,000円でございます。説明のほうで、100年の森づくり計画策定業務委託料でございますが、村の100年の森林づくり構想事業の一部を県委託事業として行っておりますけれども、委託事業の分を拡大するものでございます。

15款1項2目利子及び配当金で補正額が67万5,000円でございますが、森林組合の出資配当金でございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額が17万2,000円でございますが、3節で民生費指定寄附金で社会福祉医療施設整備指定寄附金ということで、黒淵の高井三郎様から10万円をいただいております。それから12ページのほうへ参りまして、下野の古田裕治様から5万円をいただいておりますので、予算化するものでございます。あと、子育て支援室指定寄附金ということで、匿名様でございますが1万円をいただいております。4節衛生費のほうでは、環境整備指定寄附金ということで、千葉県の伊藤様から1万2,000円をいただいております。

続きまして、17款1項5目で社会福祉施設整備基金繰入金でございますが、補正額28万円で、基金からの繰り入れになりますが、後ほど歳出で出てきますAEDの更新整備につきまして、基金を利用するものでございます。

17款2項5目で、介護保険特別会計繰入金481万7,000円でございますが、介護保険の特別会計の過年度の精算分を繰り入れるものでございます。

6目で後期高齢者医療特別会計繰入金が21万7,000円でございますが、同じく後期高齢者医療の過年度の精算分ということで、特別会計から一般会計のほうに繰り入れるもので、保健事業に係る分でございます。

19款4項4目で補正額が174万2,000円でございます。説明のほうで、福祉医療費助成事業補助金の前年度の精算金ということで62万円を予定しております。それから、後期高齢者医療療養給付費の負担金で過年度精算分でございますけれども、こちらのほうは広域連合から直接一般会計で受け入れるということで、雑入に計上してあります82万5,000円でございます。J-VERの還元金は、森林組合から19万7,000円を受けるものでございます。地域おこし協力隊の模擬販売収入ということで、模擬で売店をするということで、そちらの売り上げ10万円ですが見込んでおります。

20款1項6目で農林水産業債でございます。補正額が90万円で、先ほど2表のほうで出てきました過疎対策事業債でございますが、90万円の減額ということで、有害鳥獣捕獲事業で県の補助金が追加で受けることになりましたので、その財源分を減額するものでございます。

続きまして、3の歳出のほうでございます。

1款1項1目で議会費、補正額が37万4,000円でございます。議会事務局費で職員手当等で31万4,000円でございますが、超勤手当の不足分の追加でございます。備品購入費につきましては、議定のほうで一問一答用の演台の整備する費用6万円でございます。

2款1項1目で一般管理費、補正額が390万8,000円でございます。説明のほうで、事業別でございますが、総務一般管理費のほうで374万円ですが、職員手当のところでは274万円、超勤手当の不足分でございます。共済費のほうで100万円でございますが、職員共済組合の追加負担金ということ

で、負担金の率の改定に伴いまして追加補正させていただくものでございます。職員研修費、報償費のほうで、空き家対策講師謝金8万円、それから旅費のほうで費用弁償、同じく空き家対策の講師の費用弁償1万円でございますが、職員の幹部研修の一環として、空き家対策をテーマに研修を計画したものでございます。自治会等運営支援事業、負担金、補助及び交付金でございますが、補助金のほうで公の施設等の修繕補助金でございますが、栃山自治会のほうから要望がございまして、クラブに設置します備品の整備についての補助ということで、3分の2の補助でございます。マイナンバー制度活用費でございます。負担金、補助及び交付金ということで1,000円でございます。負担金のほうで、これもマイナンバー関係ですが、中間サーバー・フラットホームの負担金を97万6,000円減額しまして、交付金のほうで特定個人情報関連事務の委託に係る交付金ということで97万7,000円を追加するものでございますが、組み替えでございますけれども、国のほうの事務の取り扱いが変更になりまして、当初は負担金で全額計上しておりましたが、一部を交付金で扱うという通達が来ましたので、組み替えを行うものでございます。

続きまして、5目財産管理費、補正額が514万8,000円でございます。まず物件管理費のほうで、工事請負費の6万1,000円の追加でございますが、総合グラウンドの上にあります役場の倉庫の照明器具の取り付け工事ということで、現在文書保存の再整備を行っておりますが、グラウンドの倉庫を使いやすくするために照明を増設で取り付けるものでございます。総合行政情報システム運営費508万7,000円の追加でございます。委託料で住民記録システム改修委託料は、先ほど補助金で出しましたけど、マイナンバーカードに、結婚された場合、旧姓が併記できるようにシステム改修をするものでございます。国民健康保険システム等改修委託料、こちらのほうはマイナンバー制度に係るシステム改修で87万5,000円でございます。

6目で企画費2万円の追加でございます。結婚推進対策事業費で2万円、役務費で新聞折り込み料でございますが、啓発活動の充実を図るもので、チラシの発行回数をふやすものでございます。

10目で地域情報化事業費432万円の追加、CATV情報通信基盤整備施設F T T H整備事業ということで432万円でございます。委託料で同基本計画の策定委託料ということでございますが、先般の全協で説明させていただきました件で、F T T H化に向けての基本計画を策定するものでございます。

12目地方創生事業費657万円の追加でございます。地方創生東白川ファンを核とした村内製品の販売促進事業ということでございますが、補正額につきましては、当該事業としてはゼロでございますが、物産展の開催の内容の変更に伴いまして、中のほうで組み替えを行ったものでございます。報償費で御当地キャラPR活動謝礼のほうで12万円の減額、旅費で26万円の追加でございます。それから需用費で消耗品ですが3万5,000円の減額、役務費で手数料、物産販売の助務の手数料9万8,000円が追加、委託料でクラフト体験委託料の98万1,000円の減額ですが、クラフト体験の委託料と店舗出展の委託料を減額するものでございます。使用料及び賃借料につきましては77万8,000円の追加でございますが、物産展会場の借り上げ料、物産展の資材の借り上げ料でございます。続きまして、地方創生の集落営農推進事業、補助金でございます。集落営農の施設等整備事業補助金と

ということで、西洞の集落営農組合の資材倉庫の整備の補助ということで、3分の4の補助でございますが、上限の100万円を計上してございます。地方創生の持続可能なネットワーク事業で使用料及び賃借料でございますが、集配施設の借り上げ料ということで、フラッシュ弁の、野菜の収集場所としまして、みのりの郷の倉庫を借り上げるものでございます。地方創生のつちのこメンバーズカード事業ですが、109万円でございますけれども、報償費のほうでカード事業のポイント還元のつちのこ商品券ですが、使用者のほうが増加したということで100万円を追加するものでございます。役務費ですが、郵便料で9万円の追加でございますが、カードの会員さんへイベントの案内や何かを発送する郵送料の追加でございます。地方創生の林業・木材、建築業担い手育成事業のほうで402万円の追加でございます。負担金のほうでございまして、簡易水道加入の分担金が164万4,000円、神付の集合住宅に係るものでございますけれども、両方とも水道管の布設工事の負担金としまして237万6,000円ということで、神付の住宅の水道管の整備工事につきまして、水道会計のほうに負担金として繰り出すものでございます。

2款2項2目で賦課徴収費、補正額が20万円でございます。説明のほうで、賦課徴収費で償還金、利子及び割引料でございますが、村税の還付償還金でございます。

3款1項3目で保健福祉費、補正額が1,138万9,000円でございます。説明のほうで、保健福祉費一般、補助金でございますが、村の社会福祉協議会の補助金でございますが、せせらぎ荘の運営費が利用者の減少等により不足しましたので、人件費分として400万円、ヘルパー事業で100万円、デイサービスのほうで600万円、合わせまして1,100万円を追加で補助するものでございます。障害者自立支援事業につきましては、委託料で自立支援システム改修でございますが、マイナンバー制度の対応に係りますシステムの改修でございます。18ページのほうへ行っていました、老人福祉費一般のほうで、工事請負費ですが、せせらぎ荘の厨房のエアコン取り付け工事ということで76万8,000円でございますが、食品衛生環境の確保のために単独のエアコン設置を計画したものでございます。高齢者等外出支援事業、修繕料で15万円でございますが、車両の修繕料でございます。五加交流サロン運営費で委託料、指定管理料30万円でございますが、当初サロンにつきましては初年度ということで概算で指定管理料を組んでおりましたが、再計算をしまして、人件費分について追加をさせていただきたいものでございます。

3款2項1目で児童福祉総務費、補正額が1万1,000円でございます。子育て支援室の運営事業ということで、教材消耗品ということで1万1,000円ですが、寄附金をいただきましたので、その御意思に合った、御希望に合ったものの整備ということで、図書を整備するものでございます。

2目認可保育所費が133万2,000円でございます。みつば保育園運営費で133万2,000円で、需用費で施設の消耗品でございますが9万5,000円、これは園児の安全を確保するために蛍光管の飛散防止カバーの整備をしたいものでございます。それから、修繕料で21万2,000円、これは厨房の廃棄系統の修繕でございます。委託料で広域入所委託料で102万5,000円でございますが、東白川に住所を有する方が白川町の保育所へ入所されたということで、白川町への負担金を納めるものでございます。

4款1項1目で保健衛生総務費で補正額が355万円でございます。説明のほうで、保健衛生総務費一般のほうで職員手当40万円は、超勤手当の不足でございます。積立金で社会福祉医療施設整備基金積立金、これは寄附金をいただきましたので、15万円を積み立てるものでございます。繰出金が300万円、診療所特別会計運営費繰出金ということで、28年度の繰越金の見込みが当初予算編成時点より実際の決算が低くなったために運営費の財源が不足しましたので、追加で補填するものでございます。

4目で保健福祉センター費28万1,000円でございます。保健福祉センター費の備品購入費で28万1,000円でございますが、先ほど歳入のほうで繰入金で出ましたが、自動体外式除細動機AEDの整備、これは耐用年数の経過によります更新の整備でございます。財源のほうは基金を充てております。

5目で環境対策費1万2,000円でございます。自然保護事業、消耗品で看板作成費でございますが、寄附金の受領に伴いまして、指定の御意思に合ったものの整備ということで、啓発看板を整備するものでございます。

6目で廃棄物対策費26万5,000円でございます。一般廃棄物対策事業のほうで26万5,000円でございますが、修繕料ということで、パッカー車の車両の修繕、積み込み装置、それから廃棄装置の修繕でございます。

20ページで6款1項2目農業総務費、補正額40万円でございます。農業総務費の職員手当で40万円、超勤手当の不足分でございます。

3目で農業振興費20万円でございます。数量調整円滑化推進事業のほうで20万円でございますが、新規で補助金を追加で20万円をいただけることになりましたので、それに合わせまして事務用品を整備するものでございます。

5目で山村振興事業費82万円の追加でございます。山村振興事業費一般のほうで工事請負費で36万6,000円でございますが、つちのこ館の自動ドアの修繕でございます。それからもう一点が補助金で公の施設等修繕補助金ということで、つちのこ館の備品ということで、ショーケースの更新でございますが、工事も補助金もいずれも老朽化によりますものでございます。補助金については3分の2の補助ということでございます。

6款2項1目で林業総務費40万円の追加でございます。林業総務費の職員手当40万円ということで、超勤手当の不足でございます。

2目で林業振興費101万8,000円の追加でございます。一般林業振興費で補助金で16万9,000円の追加でございますが、森林保育事業補助金、これは森林整備計画の対象外の事業地につきまして、村単で補助ものでございますけれども、下刈り施業の追加で補助を計画したものでございます。有害鳥獣捕獲事業30万円の追加、鳥獣被害対策実施隊員助成金でございますが、新規に狩猟免許を所得されました2名の方につきまして、奨励金と保管庫の補助を行うものでございます。100年の森林づくり構想事業でございますが、報償費で検討会のオブザーバーの謝礼6万6,000円でございますけれども、委託料の追加もございましたので、それを受けまして謝礼の単価等を見直すもので

ございます。自伐林家型地域森林整備事業48万3,000円でございます。こちらも補助金で、自伐林家型地域森林整備事業補助金ということで、歳入のほうで出ましたが、中小規模の森林所有者がみずから行う森林整備への支援について、新規に間伐施業等について補助を行うものでございます。

7款1項1目で商工振興費、補正額30万円でございます。商工振興費一般のほうで、職員手当30万円、超勤手当の不足分でございます。

2目で地域づくり推進費618万円の追加でございます。イメージアップ事業のほうで87万6,000円の追加でございますが、負担金で物産展の出展料の負担金5万円でございますが、物産展の出展の回数が増加したということで追加するものでございます。補助金のほうについては、諸団体補助金ということで、ゆるキャラグッズの制作費でございますが、啓発グッズのストラップ等の在庫切れになってきたということで、補充を行われるものに対しての補助金でございます。82万5,000円でございます。続きまして地域おこし協力隊事業でございますけれども、30万5,000円の追加でございます。協力隊の佐藤さんの起業に向けましての予算内容の見直しでございます。まず旅費のほうでは23万円の減額ということでございます。それから、需用費の消耗品で26万7,000円の追加でございます。参考図書で12万8,000円の減額、印刷製本費のほうでショップカード等の作成で2万1,000円の追加、役務費で広告料7万8,000円の追加、ウェブサイトの広告でございます。手数料で、ドメインの登録の手数料2,000円の追加、委託料で協力隊の育成研修委託料1万9,000円の減額、ウェブサイトの開設支援委託料が29万9,000円の追加、使用料及び賃借料で画像編集ソフトの使用料8万円の減額、意見交換会の会場借り上げ料11万円の減額、ウェブサイトの管理システム利用料ということで1万8,000円の追加、備品購入のほうで協力隊用のパソコン18万7,000円の追加という内容でございます。続きまして村内商品の販売促進事業でございますが、報償費でふるさと納税還元記念品の500万円の追加でございますが、ふるさと納税の寄附の増加に伴います記念品の追加補正でございます。

8款2項1目で道路橋梁維持費でございます。補正額は1,410万円でございます。説明のほうへ行きまして、道路橋梁維持事業840万円の追加でございますが、委託料のほうで村道の日障木等除去の委託料、それから杉本2号線の拡幅改良測量の委託料の追加でございます。それから、工事請負費で、村道の維持修繕事業で300万円の追加でございますが、小規模修繕の工事の追加をさせていただくものでございます。補償補填及び賠償金のほうで、日障木の事業についての木の補償でございます。20万円でございます。防災安全交付金事業のほうでは、委託料で魚戸線の用地測量調査委託料でございますが、次年度の工事に向けまして、調査を行うものでございますが570万円の追加でございます。

9款1項2目消防施設費でございます。補正額が194万4,000円でございます。消防施設管理費のほうで、工事請負費で194万4,000円でございますが、消火栓の設置工事、これは栃山の新築住宅が建設されまして、そちらのほうに消火栓が行っていないということで、新規で延長するものでございます。それから、防火水槽の修繕につきましては、神付の防火水槽の網の水槽でございますが、網が少し破損しておりまして、子供さんが落ち込むと危ないということで、早急に必要になりまし

たので、修繕工事費32万4,000円でございます。

10款1項2目で教育委員会の事務局費でございますが、補正額が13万9,000円でございます。24ページのほうで、教育委員会事務局費、旅費でございますが、普通旅費13万9,000円の追加でございますが、ICT教育に対応するために大阪でのICT研究大会を視察するための費用ということで、出席者は3名を予定しております。

10款2項1目で、補正額が37万6,000円でございますが、小学校管理費一般のほうでは、財源補正ということで県の補助金を充当するものでございます。小学校施設営繕費で37万6,000円で、委託料でPCB産業廃棄物の収集運搬処理委託料ということですが、キュービクルのコンデンサーの絶縁油中のPCBの含有量が基準値を超えたということで、産業廃棄物に該当するというので適正な処理が必要になりましたので、その費用でございます。

2目で教育振興費21万6,000円でございます。小学校の教育振興費一般のほうで21万6,000円で、電話回線でございますが、こちらのほうは新規でございますが、ICT教育用のiPad10台を整備するもので、通信料のみの契約で機器の貸与が受けられるということで、教師用のiPad10台を整備するものでございます。

10款3項1目で学校管理費、補正額が9万8,000円でございます。中学校一般管理費については、小学校と同じく財源補正で県の補助金を充当するものでございます。中学校施設営繕費で修繕料で施設修繕料ですが、中学校の体育館前の駐車場の白線が破損したということで修繕を行うものでございます。

2目教育振興費で23万7,000円の追加でございますが、教育振興費一般のほうで通信運搬費で電話通信回線の使用料でございますが、小学校と同じくICT教育用のiPad、台数については11台を整備するものでございます。

10款4項1目で社会教育総務費、補正額は10万円でございます。社会教育総務費一般のほうで、歌舞伎保存会の補助金の追加でございますが、計画されております下呂公演の分につきまして、追加で補助を行うものでございます。

10款5項1目で保健体育総務費、補正額が8万6,000円でございますが、保健体育総務費一般のほうで旅費8万6,000円でございます。26ページのほうへ行っていただきまして、費用弁償でスポーツ推進委員さんの費用弁償が4万3,000円と職員の旅費が4万3,000円でございますが、茨城県で開催されます全国スポーツ推進委員研究協議会におきまして、今井保都さんが功労者表彰を受けられるために被表彰者らと随行の2名分の旅費を計上したものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第53号 平成29年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。平成29年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万7,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,415万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月11日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細の朗読を省略して、7ページから説明させていただきます。

7ページをお願いします。

2. 歳入。

10款1項1目繰越金、補正額65万7,000円。必要額の財源を前年度繰越金で賄うものです。

8ページをお願いします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額2万6,000円。職員共済組合追加負担金の増額をお願いするものです。

4款1項1目前期高齢者納付金、補正額7万4,000円。本年度の納付額が確定になりまして増額をお願いするものです。社会保険診療報酬支払基金へ支払います。

10款1項3目償還金、補正額55万7,000円。前年度交付金精算返還金ということで、こちらも社会保険診療報酬支払基金へ返還するものです。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

続いて、議案第54号 平成29年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）。平成29年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,533万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,533万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月11日提出、東白川村長。

介護保険特別会計は、前年度の給付金等が確定しましたので、それに伴い補正させていただくものです。

同じように2ページからの歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。

7款1項1目繰越金、補正額2,533万9,000円。前年度繰越金でございます。

次に行きまして、3. 歳出。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額1,077万3,000円。介護給付費準備基金の積立金でございます。給付費に対しまして、保険料が多かったので、その部分を基金に積み立てるものがございます。

7款1項2目給付費償還金、補正額762万5,000円。前年度の精算によります給付費の償還金の補正でございます。国・県、支払基金にそれぞれの額で返還いたします。

3目交付金償還金、補正額は212万4,000円です。こちらも前年度の精算によります地域支援交付金の償還金を補正するものです。同様に国・県、支払基金にそれぞれの額を償還いたします。

9ページをごらんいただきたいと思います。

7款2項1目一般会計繰出金、補正額481万7,000円。一般会計からの精算金の繰出金でございます。前年度精算により、給付費、地域支援事業費、事務費分を一般会計に繰り出して返還するものです。

介護保険特別会計は以上でございます。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 今井義尚君。

○建設環境課長（今井義尚君）

議案第55号 平成29年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）。平成29年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ605万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,875万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月11日提出、東白川村長。

次の第1表 歳入歳出予算補正及び説明資料の歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読は省略させていただきます。7ページの歳入から説明をいたします。

歳入。

3款1項1目繰越金、補正額162万8,000円。前年度繰越金であります。これは、今回の補正の財源とするものでございます。

5款1項1目分担金、補正額205万5,000円。加入者分担金で神付の新しい住宅4戸分の加入金と栢山に新しく新築される住宅の分でございます。

次に、5款2項1目負担金237万6,000円。神付に建つ水道管を引き込むための新設工事負担金でございます。

次に、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額208万1,000円。共済費で、職員の共済組合追加負担金が不足のための補正で2万6,000円で、25節積立金205万5,000円。これにつきましては、水道の加入金を積み立てるものでございます。205万5,000円でございます。

次に、2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額237万6,000円。工事請負費で神付の集合住宅の水道管の布設工事費237万6,000円でございます。

次に、3款1項1目施設維持管理費、補正額160万2,000円。工事請負費で施設整備工事費ということで、これにつきましては、配水ポンプ場の動力用のバッテリーが5カ所、経年劣化で自動的に動かないということで5カ所のバッテリーを交換するものと、あと中央監視装置のUPSの交換を行うための工事費でございます。

以上が簡易水道特別会計でございました。

次に、議案第56号 平成29年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）。平成29年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,573万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月11日提出、東白川村長。

説明資料の7ページの歳入から説明いたしたいと思います。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額3万5,000円。前年度繰越金で、今回の補正の財源とするものでございます。

次、3の歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額3万5,000円。共済費で職員の共済組合追加負担金の不足によるものでございます。

以上が下水道特別会計でございました。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 伊藤保夫君。

○診療所事務局長（伊藤保夫君）

議案第57号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）。平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,711万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月11日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの歳入歳出予算補正の朗読を省略し、5ページ、6ページの事項別明細書の総括の朗読を省略しまして、7ページの歳入から説明させていただきます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額300万円。一般会計運営費繰入金でございます。これは財源不足に伴う一般会計からの繰入金でございます。

6款1項1目繰越金、補正額△255万円でございます。前年度繰越金、これは財源調整によるものであります。

8款1項1目指定寄附金、補正額1万円。診療所施設整備指定寄附金、大阪府の市原様から1万円をいただいたものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、補正額2万3,000円、総務一般管理事業の職員共済組合追加負担金の2万3,000円でございます。

2款1項1目一般管理費、補正額37万7,000円。医業一般管理費の職員共済組合追加負担金によるもので37万7,000円でございます。

3款1項1目基金積立金、補正額6万円。基金積立金、医療設備等整備基金の積立金が6万円でございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第58号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,741万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月11日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略して、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

5款2項1目雑入、補正額21万6,000円。これは広域連合からの保健事業費の負担金の前年度精算の還付金でございます。

6款1項1目繰越金、補正額1,000円。前年度繰越金でございます。

8ページに移りまして、3. 歳出。

4款1項2目償還金、補正額21万7,000円。前年度精算によりまして、保健事業分について、一般会計に繰り出して返還するものです。

後期高齢者医療特別会計は以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計の教育費、24ページになりますけれども、先ほどiPadの機種選定としてということ。実は前に説明を受けまして、機種選定については、長く使える基本ソフトの寿命ですとか機械の寿命を考えますと、いい選択をなされたと思って喜んでおりましたが、先ほどの説明ですと、電話会社がどこかということは説明の中ではなかったわけですが、データ通信を契約することによって本体が貸与していただけるということで、今回補正で出ていますので、今年度分がこの金額だと思いますけれども、来年度以降の予算予定を教えてくださいということと、なぜ購入を

選ばずにデータ通信料を払い続けるほうを選んでしまったかというところをまず御説明願いたいと思います。

○議長（服田順次君）

教育課長。

○教育課長（安江任弘君）

まず1点目の来年度以降の関係ですが、現在、ICTの教育委員会の中で研究会を設けておられてそこで協議をしておりますが、現在のところ30年度、31年度で、中学校を30年度、小学校を31年度というような基本構想を持っていますが、まだ若干煮詰まっていないところがございますので、今のところは30年、31年で何とか整備したいなというこちらの思いはございます。中学校、小学校という順番でと思っています。

それから、データ通信の契約にした意向ですけれども、なぜ買い取りにしなかったかということですが、買い取りにしますと、生徒数の最大数で購入をしないという形になって、今後生徒の人数がだんだん減ってきた場合に、購入しますと、その分余った機器が無駄になるというのが1点、それから通信料を払い続けるということに対してのメリットはもう一つ、野外での活動ができるということです。言ってみますと、修学旅行へiPadを持って出たときに、Wi-Fiだけの機能ですとインターネットに通じませんので、そういった修学旅行とか野外活動でお茶畑とか水田が小学校なんかにあります。そういった場合に授業として使えますし、また体育館におきましてもWi-Fi機能がありませんので、体育館での使用も可能になってくるということで、通信料を支払うということ。

それから、もう一点は、iPad等の機器がバージョンアップした場合に、すぐ対応していただけるということになります。買い取りですと、バージョンアップしますと、すぐまた買い換えをしなければならないということになりますが、データ通信の契約でいきますと、新しい機種になった場合には、すぐ新規のものに交換というような条件もついてきますので、そういった3つのメリットを生かして、データ通信の契約に至ったということになります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

選択の理由については十分納得しましたのでいいのと、屋外での使用と、それから圏域を離れたりしたときでも使えるということで、有効利用をお願いしたいと思います。

それと、実は予算の問題ですけれども、今回の補正の分は通信料が上がっておるわけですけど、何か月分掛ける何台分という契約になっているかを逆にお答え願いたいと思います。

○議長（服田順次君）

教育課長。

○教育課長（安江任弘君）

10月1日から契約を行いまして、半年間、小学校が10台分、それから中学校が11台分ということになります。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

今の関連で、28年10月にICT学校研究会というのが発足されて研究されていて、まずWi-Fiを各教室、廊下につけるということで予算化されたと思うんですけど、余ったお金で1学期中にはタブレットを10台入れたいという話をされていたと思うんです、前のときに。これが実際に今10台入っているのかだけ、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（服田順次君）

教育課長。

○教育課長（安江任弘君）

まずWi-Fi機能の関係ですが、実際、工事費がことし予算を組んだところで目いっぱいございました。そういった形で、その10台をどう今後導入するかということで、先ほど言いましたように、通信データの関係の契約で機種が入ることがわかりましたので、そういった契約を結んで、小学校10台、中学校11台、ことしのうちに導入するということになりました。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

22ページの村内産品販売促進事業のふるさと納税の還元品の500万ですが、ふるさと納税につきましては、国のほうから極力還元品の金額を抑えるようにという、そういった指導がなされておる中で、村として、この還元品については、国のそういった指導のもとで、村独自を主体でやられるのか、やっぱり国のほうの指導のもとで極力その辺を考慮した上でこれから対処されていかれるおつもりか、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

県のほうからも指導がございまして、総務省のほうは、先般新しく総務大臣が野田聖子さんにかわられましたけれども、公の場で、そういったふるさと納税は余り関知しないような御意見を述べられましたけれども、それを県のほうに今後どうするかというようなことを問い合わせましたけれども、スタンスとして、総務省のほうからそういう指導は来ていないから、今までの30%以内に

抑えなさいというような指導を受けております。

したがって、今、一番目立つところでベンチとか米なわけなんですけれども、こちらの方針といたしまして、今、米のほうは15キロで出しておりますが、それを10キロにするとか、ベンチのほうを2万円の寄附によって出すとかというような検討をしておるところでございます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

一般会計の11ページの上のほうなんですけど、説明のところ野生鳥獣保護管理推進事業補助金という補助金が新たにふえたので、どこか90万、次のページ、13ページの有害鳥獣捕獲事業が90万マイナスになっているわけなんですけど、この項目の名前が、あともうどこかに30万あったと思うんですけど、保護管理推進事業補助金と有害鳥獣の捕獲事業ということで、意味合いがどうなのかな。使い方について何か規制があるのか、保護をするのか、捕まえるのか、どっちかわからないんですけど、ちょっと説明を。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

国・県というのは、実際に野生鳥獣というのは保護をするというのが前提にあります。しかし、それをいわゆるふえ過ぎたりとか、また減ってきた場合、そういった調整をするということがあります。そういったことから、この補助金につきましては、管理をしなさいというような意味合いになるかと思えますけれども、そういった名前でございますけれども、いわゆる捕獲に対する補助金というふうに来ておるわけございまして、村のほうの事業につきましては捕獲というような名でやっておりますので、基本的には野生鳥獣は保護しなさいというのは前提にあります。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3 番 桂川一喜君。

○3 番（桂川一喜君）

一般会計の総務費、16ページになりますけれども、つちのこメンバーズカード事業の今回の補正と、つちのこメンバーズカードの現状についての質問になると思うんですけど、ちょうどこのシーズンは鮎かけのシーズンもありまして、つちのこメンバーズカードは外来者がある程度利用されて、なおかつポイントカードを利用して、たまたまポイントカードの返礼品というか、報奨品については商品券を利用させていただいて、ありがたいことではありますけれども、商品券の使用期限というのが一応基本的に半年になっておりまして、商工会のほうにある問い合わせがありまして、

せっかくもらったんやけど、僕は1年後しか来へんで、あんなもんもらっても困るんやというようなお答えがありました。実はこのことを嘆くのではなくて、逆に本来でしたら半年の使用期限の商品券を使っていたらということ、消費喚起、それから村に来村していただく一種のメンバーズですね。つちのこメンバーズという方がいかに村と密接な関係になっていくかというのを密にするためには、逆に半年という期限というのはかなり有効な方法ではないかと思っています。ただし、実際には受け取った方が半年間の商品券では使い道がないような言われ方をされてしまったのは、実は商工会として商品力がないということの裏返しでもありますので、反省をするとともに、逆に村のほうからもあの商品券をポイントカードの報奨品として出していただくときに、ぜひ来村していただけるきっかけ、例えば秋フェスタでありますとか、お松さま祭りでありますとか、ほかにも来村していただけるための宣伝というか、そういうものをメンバーズに対して十分行っていただきたいということと、現状、そのメンバーズに対する扱いの中に、村の広報的な要素を含めてあるのかどうかということと、両方伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

そういったことを商工会のほうからも問い合わせをいただいたわけですが、まず結構遠いところからお越しただいておる旅館に泊まれる方が、こういったカードを持っていたら、メンバーズになっていただいておりますけれども、あのカード自体を交換する時期をおくられれば、次の鮎かけのお客さんとした場合に、それが使えるかなというふうに思うわけですが、6カ月にしましては、村のサイドというか、商工会サイドの6カ月という決められた事項でありまして、そういったカードに6カ月ですよというのを、今、ちょうどカードがたくさんありますので、それがなくなったら、そういったことを記入したいなというふうに思っておりますし、また今の広報活動につきましても、今後やっていけるところはやっていきたいなというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今、課長がおっしゃったことは、今までも全協等で何度もこっちからお願いした結果、現状、東白川を愛していただく人に対する一種のお礼としては十分機能しているというのはわかっているんですが、ただ単にお礼だけをやって、それっ切りになってしまうような事業になりがちであるから、住民に比べて非住民の方にメリットがあるということなんです、今回のことで思ったことは、せっかくメリットがあるんですから、メリットを渡して終わりじゃなくて、メリットを受け取った方にとっては、より一層東白川を利用していただく義務といったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、メリットを受け取っただけではなく、メリットを受け取った方にとっては、もっと東白

川に積極的にかかわっていただくというような展開を今後考えていただかないと、ただ単に村外の方が得して終わりましたというイメージが村民にも濃厚になってきましたので、いつも義務と権利という話はよくこういう場合に出るわけですが、権利を受け取った方にとっては、何らかの村に対する義務が遂行されるような方針転換というか、見直しというのをぜひやっていただきたいと思います。これは課長に問い合わせるよりも、多分、村長にお答え願うレベルになってきたと思いますので、ちょっとこの点だけお伺いしておきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

村長レベルという御指摘ですので、お答えをさせていただきますが、もともとの制度設計の中で、村外の方々に東白川村で消費を促すための制度ということは御理解をいただいていると思います。そういった形の中で旅館を利用いただいたという形でポイントがたまっていくということでございます。

今、課長が説明したように、また再度来館をいただいて、観光客の場合ですけど、そこで効果が出るようにするというのは、時期の問題を解決すればいいので、これは商工会さんと広報のことで相談をしていただければやっていけないかなというふうに思います。

もともと目的は、お互いにウイン・ウインになろうということで、村民の方が不公平感という議論が出るわけですけど、私は決してそう思っていないで、そのことによって商店が維持できることが、あるいは旅館が少しでもお客さんがふえることによって、一般の村民の方々も間接的には当然ながら生活の利便性という形で利益を得るわけですから、短絡的に1万円の商品券が渡ったから、何で我々はもらえないかというような議論でこの話をする、もう少し大きいスタンスで考えて、村民の皆さんには説明をしていく必要はあるかなというふうに思います。

そのところはいつも議論になって、極端なことを言うとなかなかものかもしれませんが、私は今の制度でも十分所期の目的は達成をしていると思います。あとは、会員である商工会員の皆さん方と行政が上手にタイアップして、村外の方々に、議員おっしゃるとおり、再度利用いただけるような仕組みづくり、これは創意工夫という部分で幾らでもできることではないかと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

簡易水道特別会計でございますけれども、歳入のところ、神付の集合住宅4戸分と栃山の住宅1戸分ということで、歳出のほうでは、説明欄に神付の集合住宅の工事費が230万ほど見てあるということですが、栃山のほうは工事はやらなくてもいいということですか。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（今井義尚君）

栃山につきましては、給水管工事だけで済みますので、本管工事はしませんので、大丈夫です。

○4番（樋口春市君）

わかりました。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計、衛生費の19ページにありますAEDの機器更新におけるという予算だったんですけど、これは毎回この質問、同じようなことをして申しわけなんですけど、機器更新ですので、どうして予算化ができなくて補正になってしまったかという、その点をちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長。

○診療所事務局長（伊藤保夫君）

今回、補正に出ささせていただきましたAEDにつきましては、6月で更新の6年が切れたということなんですけれども、議員おっしゃるとおり、確かにその時点で6月に更新が切れるということ事前に把握しておれば当初予算に対応できたかと思っておりますけれども、そのところを見逃しておりまして、今回補正に出ささせていただいたということで、大変そのようなところは申しわけなかったかなと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今回は特に命にかかわるものであったり、もしかしたら法的にも絶対の期限が切れてはいけないものの一つだと思います。ただそれ以外のものでも、とにかく補正のところへ機器更新というのがしょっちゅう上がってくるので毎回こんなことを言うんですけど、村全体も今はコンピューター上でももう少しきちんとした管理ができると思いますので、各課に任せるだけではなく、機器更新の必要なものというのをもっときちんと管理していただいて、できる限り初年度予算の中に反映し、当然これは事業費にかかわってくる、バランスにもかかってくるので、後から後出しじゃんけんで、ある日当然この課の機器更新がふえて、課と課のバランス上、こんなことならこっちの事業は1年見送るべきだったとか、そういうことにもなりかねない案件でありますので、もう少し機器更新ということに関しては、いろんな意味で厳密に今後管理して行ってほしいという意味なので、どなた

か、これに対するお答えを願えたらと思います。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江 誠君）

備品につきましては、備品台帳ということで管理しておりますが、最近、若干管理のほうの手薄になっておりますので、今後見直して、しっかり管理していくようにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

済みません、続けて申しわけありません。

今度は一般会計、消防費の中の消火栓の設置工事というところで、先ほど新築工事にまつわる消火栓の設置工事ということでしたが、この場合、水道工事が同時に行われた結果とか、本管からの距離によって安易に設置できた例なのか。昔々、何年か前に日向でありました本管からかなりの距離延びたところに設置工事をお願いするときに、もともと本管から延びていますので、そもそも消火栓の議論は後回しになっておりまして、水道だけとにかく延ばしていくと。でも結局水道は延びているので、そこには消火栓が必要であろうということで消火栓を設置して、結果的にどちらが幾らの負担するをするかという議論のときに、消火栓までは村の責任でやっていただく必要があるんじゃないかということで、ありがたいことにあの当時の村長さん、もしくは執行部の方に消火栓までは村の責任、それから消火栓以降は加入者ということで終わっていました。

今回の場合は、本管からの距離に対して、消火栓が安易に設置できたかという場所であったかということと、もう一個は、昔は水道に対して、一種のサービス設備としての消火栓という時期もありましたが、ここのところへ行きますと、ほとんど住民であれば必ず消火栓が必要であるというような雰囲気にもなってきていますが、今後の消火栓の設置のときに、今の現時点で消火栓の対応になっていない住宅等があった場合、どうしていく方針であるかということだけ、同時にお答え願えればと思います。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江 誠君）

距離の話ですが、ちょっと資料で何メーターが出てきませんが、本管から二、三百メーター入ったところということで、一応全戸数に対して、ホース延長で消火ができるような位置に消火栓は全部設置していくということになっておりますので、今回、ホースだけでは足りないということで、新たに消火栓を設置していくということで、新規につけられたり、建物を建てられたりするとそう

いうところは出てきますので、そこについては、こういったことで一つずつ潰していくということになるかと思えますし、過去にもそういうことでやりまして、全ての住宅について消火栓はホースの延長の範囲内にあると認識しています。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

少し補足させていただきます。

わかっておるとは思いますが、水道区域でないところへ消火栓を引くということは多大な費用がかかるので、そこは消防団と相談して、常設の大型の消火器で対処するという答弁を1番の一般質問のときにしてありますので、そこはちょっと誤解を招くといけませんので、念のため、たまたまこれは水道区域ですね。本管が通っているところで、若干の費用をかければ消火栓が立つところは、やっぱり防火は消火栓が第一の手段ですので、整備は一軒一軒個別に検討していくということで、補足だけさせていただきます。何でもかんでも消火栓が立つということではございません。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から議案第58号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件について一括して採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第52号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から議案第58号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件については、原案のとおり可決されました。

◎同意第18号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第21、同意第18号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第18号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。平成29年9月11日提出、東白川村長。

記、氏名、安江美紀、生年月日、昭和38年12月26日生まれ、住所、東白川村神土2894番地、任期、平成29年10月1日から平成33年9月30日。

提案理由の説明を申し上げます。

安江美紀氏は、松岡みさえ教育委員の後任として任命をしたいものでございます。

教育委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条に定められており、その中で委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないと規定されております。ここでいう保護者とは、20歳未満の子供の親さんのことでございます。松岡みさえ氏におかれましては、保護者である委員として平成25年10月から1期4年間、教育委員をお務めいただき、親の立場から貴重な意見や提案をいただきました。引き続きお願いをしたいところですが、子供さんが来年に20歳になられることから、交代をいただくこととしました。

後任の神土中通りの安江美紀さんは、お子さんが現在中学校3年生であり、またPTAの役員の御経験もあり、適任者であります。松岡様同様に保護者の立場から貢献いただけるものと確信をいたしております。御本人の内諾もいただいておりますので、御同意くださるようお願いを申し上げます。

以上をもって説明とします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第18号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第18号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を
求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎発議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第22、発議第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について。

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

別紙の提出する意見書を読み上げさせていただきます。

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書。

道路は、交流人口・物流を増大させ、地域経済の成長をもたらすストック効果が期待される社会資本であり、災害時には救援活動や復旧復興など、市民の生命を守るライフラインとして必要不可欠な社会基盤である。本村においても、村道等の道路改良の早期実施が期待されており、老朽化対策、通学路の交通安全対策等の課題に直面する中、安全安心で円滑な交通を確保する道路整備は急務であり、そのための持続的かつ安定的な財源の確保は極めて重要である。

現在、道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、交付金事業等の補助率等のかさ上げが平成29年度までの時限措置となっており、道路財特法によるかさ上げ措置の廃止は、交付金事業を活用する地方において財政負担をもたらす、道路整備事業に遅滞を招くことになる。

よって、国においては地方が必要とする道路整備が計画的に進むよう、道路関係予算の総額を安定的・持続的に確保するとともに、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月11日、東白川村議会議長 服田順次。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣宛てとします。

以上が提出する意見書についてになります。

平成29年9月11日、提出者、今井美道。賛成者、樋口春市、同じく安江祐策。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は40分からとします。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎認定第2号から認定第8号までについて（提案説明）

○議長（服田順次君）

日程第23、認定第2号 平成28年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第29、認定第8号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を決算認定関連として一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

認定第2号 平成28年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について。平成28年度東白川村一般会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果、相違ないので、地方自治法第233条第3項

の規定により議会の認定に付する。

続いて、認定第3号からは、会計の名前だけ読んでまいります。あとは一緒ですので、よろしくお願ひします。

認定第3号 平成28年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定第4号 平成28年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。続いて、認定第5号 平成28年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。認定第6号 平成28年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について。認定第7号 平成28年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について。認定第8号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。以上でございます。

それでは、私のほうからお手元に配付をさせていただきました決算説明書の朗読をもって村長説明とさせていただきます。

平成28年度決算説明

本日、ここに東白川村議会第3回定例会に、平成28年度一般会計並びに特別会計6会計（国保・介護・簡水・下水・国保診療所・後期高齢）の決算認定議案を提出し、平成28年度における村政の概要と予算執行の結果を御報告いたします。

国では、まち・ひと・しごと創生本部が設置され、地方創生事業が推進されています。平成26、27年度の国及び地方の戦略策定を経て、平成28年度からは本格的な事業展開に取り組む段階となっています。

村では、総合戦略の計画に基づき、地方創生推進交付金や加速化交付金を受けて、持続可能なネットワーク事業などの農業振興事業や村内製品の販売促進を行いました。また、拠点整備交付金による林業、木材、建築業担い手育成事業につきましては、平成29年度への繰越事業となっています。

平成28年度は、幸いにも大きな災害もなく、各種事業が実行できましたことにつきまして、議員の皆様を初め、村民各位の多大なる御尽力に感謝を申し上げ、以下、決算について、その大要を申し述べます。

第1 各会計決算総額等の状況

一	般	会	計	歳入総額	30億4,076万2,827円
		同		歳出総額	27億1,364万1,395円
		同		差引残額	3億2,712万1,432円
	国民健康保険特別会計			歳入総額	4億8,017万9,888円
		同		歳出総額	4億2,632万5,179円
		同		差引残額	5,385万4,709円
	介護保険特別会計			歳入総額	3億2,708万6,513円
		同		歳出総額	2億9,444万8,915円
		同		差引残額	3,263万7,598円
	簡易水道特別会計			歳入総額	2億8,938万2,639円

	同	歳出総額	2億6,890万488円
	同	差引残額	2,048万2,151円
下水道特別会計		歳入総額	2,660万4,861円
	同	歳出総額	2,398万3,028円
	同	差引残額	262万1,833円
国保診療所特別会計		歳入総額	2億8,481万3,567円
	同	歳出総額	2億4,819万4,208円
	同	差引残額	3,661万9,359円
後期高齢者医療特別会計		歳入総額	4,101万752円
	同	歳出総額	3,599万5,470円
	同	差引残額	501万5,282円
特別会計合計		歳入総額	14億4,907万8,220円
	同	歳出総額	12億9,784万7,288円
	同	差引残額	1億5,123万932円
総額		歳入総額	44億8,984万1,047円
	同	歳出総額	40億1,148万8,683円
	同	差引残額	4億7,835万2,364円

第2 一般会計

平成28年度予算は、年度中途の補正や繰越事業を加えた最終予算総額が28億9,143万5,000円で、前年度より4.2%増となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は、2億9,808万5,000円となっております。

歳入では、まず自主財源に注目してみますと、その主体であります村税では、太陽光パネル等の償却資産や軽自動車税の制度改正による増があり、徴収率も普通税全体で1.9ポイント上昇し、前年度より323万5,000円多い1億9,947万3,000円となっております。また、収入未済額も前年度より384万5,000円減の748万7,000円となり、徴収スキルの向上により前年度より減少しましたが、滞納業務については、今後も鋭意努力をまいります。

分担金及び負担金は、前年度より904万7,000円増となりましたが、これは主に大明神パイプラインに係る農業費分担金や東濃ひのき白川プレカット協同組合負担金、県営中山間事業地元負担金によるものです。

使用料及び手数料は、前年度より635万円減となりましたが、これは主にケーブルテレビ使用料（一般加入分）の減によるものです。

財産収入は、前年度より492万7,000円減となりましたが、これは主に土地貸付料の減によるものです。

寄附金は、前年度より800万円増となりましたが、これは主にふるさと納税寄附金の増によるも

のです。

繰入金は、前年度より6,234万円増となりましたが、これは主に財政調整基金1億5,000万円の繰り入れを行ったことによるものです。

繰越金は、前年度より1,987万7,000円増となりましたが、これは主に財政調整基金の繰り入れを行ったためです。

自主財源の総額は、諸収入を含め8億3,234万8,000円で歳入総額の27.4%を占め、前年度より1.0%増となりました。

次に依存財源に注目してみますと、歳入全体の45.8%を占めます地方交付税は、普通交付税では、国の財政改革に伴い前年度より1,676万2,000円減となりました。また、特別交付税も前年度より734万4,000円の減額となっております。

地方譲与税や各種交付金は、前年度より892万8,000円減となりましたが、これは主に地方消費税交付金が減額となったためです。

国庫支出金は、前年度より2,321万8,000円減となりましたが、これは主に地方創生事業の地域住民生活等緊急支援交付金の減額によるものです。

県支出金は、前年度より265万9,000円増となりましたが、これは主に元気な産地改革支援補助金の交付によるものです。

村債は前年度より1億1,951万4,000円増となりましたが、これは主にライスセンター機械更新、小学校運動場整備、はなのき会館大規模改修などの事業で借入れを行ったためです。

依存財源の総額は、22億841万4,000円で歳入総額の72.6%を占め、前年度より3.1%増となりました。

次に、歳出では決算総額27億1,364万1,000円で前年度より4.0%増となりました。

このうち人件費、扶助費、公債費の義務的経費では、公債費は減ったものの、人件費や扶助費で増加したため、前年度より5.0%増となりました。

繰出金は、前年度より12.5%増となりましたが、国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計で繰り出しが増加しています。

投資的経費は、前年度より26.8%増となりましたが、これは主に集合型村営住宅建設工事やはなのき会館大規模改修工事を行ったためです。

積立金、投資及び出資金、貸付金の留保的経費では前年度より70.4%減となりましたが、これは主に社会福祉医療施設等整備基金積み立ての減によるものですが、ふるさと思いやり基金への積み立ては増加しています。

以上が一般会計の決算概要です。

第3 国民健康保険特別会計

決算収支では、歳入歳出差引残額は5,385万5,000円となっております。

歳入では、前年度より3,474万3,000円の増となりましたが、これは主に前期高齢者交付金の増によるものです。

保険税収納率は、現年度は98.1%で前年度より0.9ポイント上がり、過年度分についても28.9%で前年度より17.2ポイント改善しました。この滞納業務につきましては、村税とともに引き続き努力しているところであります。

歳出では、全体の59.0%を占める保険給付費は2億5,137万5,000円で、前年度より2.6%増となりましたが、基金積立金や償還金等により全体では3.0%の減となりました。

歳出決算額は、前年度より1,318万9,000円少ない4億2,632万5,000円となりました。

第4 介護保険特別会計

要介護、要支援認定者数は、平成28年度末で221人となり、前年度より27人の増となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は3,263万8,000円となっております。

歳出全体の86.3%を占める保険給付費は、施設入所者（要介護度の高い者）の減などにより2億5,421万円となり、前年度より3.1%減となりました。

歳出決算額は、保険給付費が減少したものの基金積立金や諸支出金が増加したため、前年度より107万8,000円多い2億9,444万9,000円となりました。

第5 簡易水道特別会計

大明神水源系簡易水道施設機器更新計画の4年目として、配水池、加圧ポンプ場、中央監視装置の機器更新を実施しました。

また、日向地内の村道杉林線改良工事に伴う既設水道管の支障移転工事を初め、配水管路空気弁取りかえ修繕、量水器取りかえ工事、使用料徴収に関しては、ハンディーターミナルによる検針及び行政情報システムにより水道料金の賦課等の事務処理を効率的に実施しました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は2,048万2,000円となり、翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は1,848万4,000円となっております。

歳出決算額は、前年度より744万7,000円少ない2億6,890万円となりました。

第6 下水道特別会計

本会計では、宮代、平西、平東、平中地区の小規模集合排水処理施設の維持管理を行っていますが、平成28年度は、耐用年数が過ぎた宮代及び平西地区の施設内の機器更新を実施しました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は262万2,000円となっております。

歳出決算額は、施設維持管理費の増加で前年度より37万8,000円多い2,398万3,000円となりました。

第7 国保診療所特別会計

本会計では、経営改善診断結果を踏まえて、引き続き経営改善に取り組むとともに、休日診療の不安を解消するため、診療所安心ホットラインによる相談受け付け窓口、平成26年12月より開始しました木沢記念病院医師による休日診療を毎週土曜日に継続し、安心な村づくりに努めました。また、昨年度に引き続き東白川村医療・福祉ゾーン整備計画検討会議を実施し、具体的な取り組みに向けて意見交換を行いました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は3,661万9,000円となっております。

歳入では、全体の52.1%を占める外来収益と老人保健施設収益等の診療収入は1億4,841万3,000円で前年度より935万円減となり、一般会計からの繰入金は運営費分7,355万1,000円で、前年度より719万8,000円増となりました。

歳入決算額は、前年度より578万8,000円少ない2億8,488万4,000円となりました。

歳出では、全体の64.8%を占める給与費は1億6,081万円で、前年度より455万7,000円増となりました。また、整備事業費はCTスキャン、胃カメラ、医事コンピューター等の保守点検や医療関連機器の充実に努めたほか、老人保健施設では、送迎車両の購入を行いました。機器更新や施設修繕事業費は、前年度より16.9%増の330万3,000円となりました。

歳出決算額は、総務費、医業費とも増加したため、前年度より438万3,000円多い2億4,819万4,000円となりました。

第8 後期高齢者医療特別会計

本会計は、平成20年4月にスタートしてから9年が経過しました。平成28年度末受給者数は、前年度末より3人減の617人となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は501万5,000円となっております。

歳出決算額は、後期高齢者医療広域連合納付金が増加したため、前年度より158万9,000円多い3,599万5,000円となりました。

第9 総括

以上のとおり、会計別決算状況について申し上げましたが、その成果について御報告申し上げます。

財政については、財政健全化法による4つの指標の改善に留意して運営した結果、実質公債費比率は10.2%となり、算出が始まった平成18年度以来、年々改善しています。

以下、所管課別に報告してまいりますと、総務課では、消防施設整備事業として、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプの購入、防災対策では、親田臨時離着陸場建設や防災対策備品整備などを行い、消防・防災体制の強化に努めました。

地方創生事業で、東白川村まち・ひと・しごと創生有識者会議を開催し、平成28年事業の効果検証を行いました。

村民課では、滞納額の増加抑制に努めるとともに、債権等の差し押さえを行い、徴収率の向上に努めました。また、マイナンバー制度の事業推進を図りました。

産業振興課では、みのりの郷東白川株式会社を立ち上げ、平成27年度まで有限会社新世紀工房が行ってこられた農作業受託を中心とした事業を引き継ぎ、1年目の事業がスタートしました。

また、地方創生交付金事業により持続可能なネットワーク事業を開始し、農産物を生産、出荷できる体制整備を行いました。

林業振興では、間伐材搬出補助や林内作業車購入補助を行ったほか、村道小峠線のり面改良工事や土橋谷流路工整備工事を行いました。

商工振興では、地方創生事業によるつちのこメンバーズカード事業や既存のプレミアムつき商品

券発行事業に対する支援や経営改善支援、各種イベント支援を継続して実施しました。

地域振興課が統括するフォレストスタイル事業は、地方創生交付金を活用して実施しました。

また、地域おこし協力隊員を平成28年度に3名採用し、平成29年度4月付で採用した1名を加え4名の協力隊員は、みのりの郷東白川へ2名、新世紀工房、ふるさと企画へそれぞれ1名派遣することになりました。

建設環境課では、ごみの減量化対策として、生ごみ処理機の設置補助の継続、自然環境保護として、自治会や団体の自主的な環境整備に対して補助を行い、景観保全に努めるとともに、地球温暖化防止を目的に家庭用太陽光発電装置の設置を推進しました。

村営住宅では、I・Uターン者の定住対策として、神土中通地内に単身者を対象にした集合型村営住宅を建設しました。

農地費では、県単土地改良事業で、大明神地区に農業用パイプライン敷設工事を行いました。

村土保全維持関係では、国庫補助の社会資本整備総合交付金と防災安全交付金を活用し、杉林線道路改良工事を継続実施し、通学路の魚戸線落石対策に必要な調査設計などを実施しました。このほか、地籍調査事業を日向、黒淵及び栃山地区を中心に実施し、進捗率が36.5%となりました。

教育委員会では、子育て支援の一環として、中川原水辺公園にふるさと思いやり基金を活用して遊具を設置しました。

学校教育では、小学校屋外運動場整備、小学校体育館洋式便器設置工事、中学校屋外運動場整備工事实施設計などを行い、教育環境の改善に努めました。

社会教育では、公民館講座、文化展を継続して開催し、またはなのき会館、はなのき別館大規模改修第1期工事として、はなのき別館改修工事を実施しました。

保健体育では、村民運動会を10月に実施し、約1,000名参加していただきました。

地域医療センターでは、前年度に引き続き高齢者の憩いの場や世代間交流の場として、旧五加保育園跡地に五加交流サロン施設整備事業を行いました。なお、本事業は翌年度へ繰り越しとなっています。

また、高齢者、障害者に対する各種支援事業のほか、保健衛生事業として、各種検診、予防活動を引き続き行いました。

以上、限られた予算で効率的な行財政運営ができましたことは、ひとえに議会を初め国・県当局の御指導、御支援と村内諸団体並びに村民皆様の御理解、御協力、さらには職員各位の熱意ある不断の努力のおかげでもあり、深く感謝する次第であります。

何とぞ十分なる御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

平成29年9月11日、東白川村長。以上でございます。

○議長（服田順次君）

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

それでは、別冊の平成28年度東白川村決算書の説明をいたします。

資料2ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度東白川村一般会計歳入歳出決算書。

まず歳入、1款村税、予算現額1億9,332万2,000円、調定額2億696万363円、収入済額1億9,947万3,380円、不納欠損額6万3,100円、収入未済額742万3,883円、予算現額と収入済額との比較615万1,380円。

以下、款の収入済額の説明をさせていただきますので、お願いいたします。

2款地方譲与税2,879万9,000円。

3款利子割交付金27万6,000円。

4款配当割交付金70万7,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金35万8,000円。

6款地方消費税交付金3,993万6,000円。

7款自動車取得税交付金659万3,000円。

8款地方特例交付金40万4,000円。

1枚はねていただきたいと思います。

9款地方交付税13億9,353万6,000円。

11款分担金及び負担金1,587万9,844円。

12款使用料及び手数料5,864万6,049円。

13款国庫支出金1億6,998万315円。

14款県支出金1億7,331万1,190円。

15款財産収入1,552万8,524円。

16款寄附金3,201万5,779円。

17款繰入金1億6,879万6,986円。

18款繰越金3億97万6,866円。

19款諸収入4,103万894円。

20款村債3億9,451万4,000円。

歳入合計、予算現額28億9,143万5,000円、調定額31億2,543万830円、収入済額30億4,076万2,827円、不納欠損額6万3,100円、収入未済額8,460万4,903円、予算現額と収入済額との比較1億4,932万7,827円でした。

続きまして、歳出の部へ行きたいと思います。

1款議会費、予算現額3,842万4,000円、支出済額3,758万6,049円、翌年度繰越額なし、不用額83万7,951円、予算現額と支出済額の比較83万7,951円。

以下、支出済額の説明をさせていただきます。

2款総務費4億7,360万616円。

3款民生費5億1,423万5,237円。

4款衛生費3億4,076万7,655円。

6 款農林水産業費 3 億236万7, 147円。

7 款商工費 1 億2, 027万6, 524円。

8 款土木費 2 億5, 188万2, 066円。

9 款消防費 1 億6, 555万715円。

次のページへ行きます。

10款教育費 2 億3, 797万3, 178円。

11款災害復旧費51万5, 160円。

12款公債費 2 億6, 888万7, 048円。

14款予備費なし。

歳出合計、予算現額28億9, 143万5, 000円、支出済額27億1, 364万1, 395円、翌年度繰越額 1 億279万2, 000円、不用額7, 500万1, 605円、予算現額と支出済額の比較 1 億7, 779万3, 605円、歳入歳出差引残額 3 億2, 712万1, 432円。

平成29年 9 月11日提出、東白川村長。

12ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出差引残額 3 億2, 712万1, 432円、以下は事務の手続の流れでございまして、調書を提出しております、その後、8月17日に監査委員の審査を受けております。最後、18日に相違ないという事で承認を受けております。

次に、国民健康保険特別会計で14ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款国民健康保険税、款の収入済額、または支出済額を中心に説明しますので、お願いいたします。収入済額5, 742万6, 000円。

2 款使用料及び手数料 3 万400円。

3 款国庫支出金7, 430万4, 099円。

4 款療養給付費交付金なし。

5 款前期高齢者交付金 1 億3, 911万3, 054円。

6 款県支出金2, 612万9, 521円。

7 款共同事業交付金8, 269万4, 823円。

8 款財産収入224円。

9 款繰入金9, 385万69円。

10款繰越金592万2, 803円。

11款諸収入70万8, 895円。

収入合計、予算現額 4 億7, 109万円、調定額 4 億8, 601万2, 153円、収入済額 4 億8, 017万9, 888円、不納欠損額22万4, 420円、収入未済額560万7, 845円、予算現額と収入済額との比較908万9, 888円でございます。

歳出、1 款総務費、支出済額1, 105万5, 496円。

2 款保険給付費 2 億5, 137万4, 759円。

3 款後期高齢者支援金等3, 475万4, 100円。

4 款前期高齢者納付金等 2 万4, 076円。

5 款老人保健拠出金1, 573円。

6 款介護納付金1, 311万2, 686円。

7 款共同事業拠出金8, 334万3, 003円。

8 款保健事業費265万4, 732円。

9 款基金積立金2, 000万1, 000円。

10 款諸支出金1, 000万3, 754円。

11 款予備費なし。

歳出合計 4 億7, 109万円、支出済額 4 億2, 632万5, 179円、翌年度繰越額なし、不用額4, 476万4, 821円、予算現額と支出済額の比較4, 476万4, 821円で行いました。歳入歳出差引残額5, 385万4, 709円。

平成29年 9 月11日提出、東白川村長。

22ページにつきましては、一般会計と同じでございますので省略をさせていただきます。

次に、介護保険特別会計へ参りたいと思います。

24ページをごらんいただきたいと思ひます。

平成28年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款保険料、収入済額5, 269万5, 300円。

2 款使用料及び手数料4, 500円。

3 款国庫支出金7, 932万4, 714円。

4 款支払基金交付金7, 328万9, 154円。

5 款県支出金3, 995万4, 999円。

6 款繰入金5, 089万4, 500円。

7 款繰越金3, 055万9, 033円。

8 款諸収入36万3, 100円。

10 款財産収入1, 213円。

歳入合計、予算現額 3 億2, 491万円、調定額 3 億2, 723万4, 613円、収入済額 3 億2, 708万6, 513円、不納欠損額なし、収入未済額14万8, 100円、予算現額と収入済額の比較217万6, 513円で行いました。

続きまして、歳出の部へ参りたいと思ひます。

1 款総務費、支出済額1, 328万8, 959円。

2 款保険給付費 2 億5, 421万909円。

4 款基金積立金812万1, 000円。

5 款地域支援事業費381万8, 162円。

6 款公債費なし。

7 款諸支出金1,500万9,885円。

8 款予備費なし。

歳出合計、予算現額 3 億2,491万円、支出済額 2 億9,444万8,915円、翌年度繰越額なし、不用額 3,046万1,085円、予算現額と支出済額との比較3,046万1,085円、歳入歳出差引残額3,263万7,598円。

平成29年 9 月11日提出、東白川村長。

32ページにつきましては省略をさせていただきます。

続きまして、簡易水道特別会計へ参りたいと思います。

34ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款使用料及び手数料、収入済額4,879万8,085円。

2 款繰入金 1 億2,421万8,000円。

3 款繰越金1,236万2,348円。

4 款財産収入726円。

5 款分担金及び負担金157万8,000円。

6 款村債7,880万円。

7 款国庫支出金101万4,000円。

8 款県支出金1,971万7,000円。

9 款諸収入289万4,480円。

歳入合計、予算現額 2 億8,083万2,000円、調定額 2 億8,949万669円、収入済額 2 億8,938万2,639円、不納欠損額なし、収入未済額10万8,030円、予算現額と支出済額との比較855万639円。

続きまして、歳出ですが、1 款総務費、支出済額1,342万2,841円。

2 款簡易水道事業費 1 億248万5,190円。

3 款施設維持管理費3,850万1,139円。

4 款公債費 1 億1,449万1,318円。

予備費なし。

歳出合計、予算現額 2 億8,083万2,000円、支出済額 2 億6,890万488円、翌年度繰越額199万8,000円、不用額993万3,512円、予算現額と支出済額との比較1,193万1,512円、歳入歳出差引残額2,048万2,151円。

平成29年 9 月11日提出、東白川村長。

40ページについては省略をさせていただきます。

続きまして、下水道特別会計へ参ります。

42ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款使用料及び手数料、収入済額715万9,560円。

2 款繰入金1,750万6,000円。

3 款繰越金193万9,253円。

4 款財産収入48円。

歳入合計、予算現額2,630万1,000円、調定額2,660万4,861円、収入済額2,660万4,861円、不納欠損額なし、収入未済額なし、予算現額と収入済額との比較30万3,861円。

続きまして、歳出、1 款総務費、支出済額861万1,219円。

2 款施設維持管理費611万295円。

3 款公債費926万1,514円。

4 款予備費なし。

支出済額、予算現額2,630万1,000円、支出済額2,398万3,028円、翌年度繰越額なし、不用額231万7,972円、予算現額と支出済額との比較231万7,972円、歳入歳出差引残額262万1,833円。

平成29年9月11日提出、東白川村長。

46ページは省略をさせていただきます。

続きまして、国保診療所特別会計、48ページをごらんください。

平成28年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款診療収入、収入済額1億4,841万3,104円。

2 款使用料及び手数料133万5,400円。

3 款県支出金9万円。

4 款財産収入678円。

5 款繰入金8,267万円。

6 款繰越金4,679万487円。

7 款諸収入486万3,898円。

8 款寄附金65万円。

歳入合計、予算現額2億6,475万8,000円、調定額2億8,516万4,245円、収入済額2億8,481万3,567円、不納欠損額なし、収入未済額35万678円、予算現額と収入済額との比較2,005万5,567円。

続きまして、歳出の部です。

1 款総務費、支出済額2,472万252円。

2 款医業費2億1,218万7,080円。

3 款基金積立金60万円。

4 款公債費1,047万876円。

5 款予備費なし。

6 款施設整備費21万6,000円。

歳出合計、予算現額2億6,475万8,000円、支出済額2億4,819万4,208円、翌年度繰越額343万5,000円、不用額1,312万8,792円、予算現額と支出済額との比較1,656万3,792円、歳入歳出差引残額3,661万9,359円。

平成29年9月11日提出、東白川村長。

54ページは省略させていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計で、56ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、収入済額1,796万9,200円。

2款使用料及び手数料300円。

3款後期高齢者医療広域連合支出金25万540円。

4款繰入金1,814万1,198円。

5款諸収入20万1,274円。

6款繰越金444万8,240円。

歳入合計、予算現額3,688万7,000円、調定額4,127万2,352円、収入済額4,101万752円、不納欠損額なし、収入未済額26万1,600円、予算現額と収入済額との比較412万3,752円でございます。

続きまして、歳出の部へ参りたいと思います。

1款総務費、支出済額81万131円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金3,471万8,298円。

3款保健事業費26万6,667円。

4款諸支出金20万374円。

5款予備費なし。

歳出合計、予算現額3,688万7,000円、支出済額3,599万5,470円、翌年度繰越金なし、不用額89万1,530円、予算現額と支出済額との比較89万1,530円、歳入歳出差引残額501万5,282円。

平成29年9月11日提出、東白川村長。

60ページに関しては省略をさせていただきます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

本件について、監査委員の決算審査結果及び意見書について報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成28年度決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。平成29年9月11日提出、東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井保都。東白川村長 今井俊郎様。

別冊で決算審査意見書を出しておりますので、朗読をさせていただきます。

平成28年度決算審査意見書。

第1. 審査の対象 平成28年度東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計。

第2. 審査の時期 平成29年8月17日、18日の2日間。

第3. 審査の方法 審査に当たっては、一般会計・特別会計歳入歳出決算書、附属書類、関係諸

帳簿及び関係書類により審査を実施し、例月現金出納検査と定例監査の結果を参考とし、1. 決算計数の正確性、2. 収入支出の合法性、3. 予算執行の適確性等確認を行い、あわせて関係職員の説明を聴取して審査しました。

第4. 審査の結果 審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書は、関係諸帳簿及び証拠書類と全て符合し、かつ正確であった。また、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況も適切であったと認めました。

審査の概要と意見については、次に述べるとおりであります。

1. 決算の概要。

決算規模。平成28年度の各会計の歳入歳出決算総額は、次のとおりであります。

歳入決算総額44億8,984万1,047円、歳出決算総額40億1,148万8,683円。

一般会計・特別会計の内訳は次表のとおりであります。

決算規模の内訳、一般会計、歳入30億4,076万2,827円、歳出27億1,364万1,395円、差引残高3億2,712万1,432円。特別会計、歳入14億4,907万8,220円、歳出12億9,784万7,288円、差引残高1億5,123万932円。合計、歳入44億8,984万1,047円、歳出40億1,148万8,683円、差引残高4億7,835万2,364円。

次に、各会計総額を前年度と比較すると次表のとおりであります。

決算規模の状況、各会計歳入総額、28年度、44億8,984万1,047円、27年度、43億2,406万5,111円、増減額1億6,577万5,936円。各会計歳出総額、28年度、40億1,148万8,683円、27年度、39億2,106万6,081円、増減額9,042万2,602円、差引総額、28年度、4億7,835万2,364円、27年度、4億299万9,030円、増減額7,535万3,334円。

2. 決算収支。決算収支の状況は次表のとおりであります。

決算収支の状況、一般会計、形式収支3億2,712万1,432円、翌年度へ繰り越すべき財源2,903万6,000円、実質収支2億9,808万5,432円、単年度収支6,039万2,566円。国民健康保険特別会計、形式収支5,385万4,709円、実質収支5,385万4,709円、単年度収支4,793万1,906円。介護保険特別会計、形式収支3,263万7,598円、実質収支3,263万7,598円、単年度収支207万8,565円。簡易水道特別会計、形式収支2,048万2,151円、翌年度へ繰り越すべき財源82万1,000円、実質収支1,966万1,151円、単年度収支859万8,803円。下水道特別会計、形式収支262万1,833円、実質収支262万1,833円、単年度収支68万2,580円。国保診療所特別会計、形式収支3,661万9,359円、翌年度へ繰り越すべき財源343万5,000円、実質収支3,318万4,359円、単年度収支マイナスの1,360万6,128円。後期高齢者医療特別会計、形式収支501万5,282円、実質収支501万5,282円、単年度収支56万7,042円。合計は朗読を省略させていただきます。

一般会計及び特別会計を合わせた決算総額は、次のとおりであります。形式収支4億7,835万2,364円の黒字。実質収支4億4,506万364円の黒字。単年度収支1億664万5,334円の黒字。

むすび。以上が当該年度の決算状況であります。

平成28年度の一般会計の実質収支額は、前述のとおり、前年と比較して6,039万3,000円多い2億

9,808万5,000円となっています。昨年同様の繰越金が出た理由は、地方交付税は2,410万5,000円減額しましたが、財政調整基金の取り崩しにより財源が確保できたことです。歳出の不用額は7,500万2,000円あります。前年度と比較すると1,930万5,000円多くなっています。予算要求時において見積もり困難なものもありますが、限られた財源であるので、見積もりには慎重を期されることを要望します。

実質公債費比率は、数年前から健全化が図られているところですが、本年度比率は10.2%で、昨年と比較して0.1ポイント改善しています。また、将来負担比率は前年度はゼロ%でありましたが、主な理由として、財政調整基金1億5,000万円が取り崩されたこと、地方債の現在高がふえたことにより今年度は21.8%となっております。21.6%と書いておりますが、訂正をお願いします。

一方、村民が負担すべき費用のうち、年度内に納められなかった額は、一般会計、特別会計合わせて1,618万円あります。昨年と比較すると149万7,000円減少しており、徴収に努力されていることを評価します。

各会計ごとに滞納額は下記のとおりです。下記の表に滞納額を載せておりますが、27年度と比較増減の数値は朗読を省略させていただきます。

一般会計、28年度、970万3,903円、国民健康保険560万7,845円、介護保険特別会計14万8,100円、簡易水道特別会計10万8,030円、下水道特別会計ゼロ、国保診療所特別会計35万678円、後期高齢者医療特別会計26万1,600円、計1,618万156円。

また、当該年度中に村税、国民健康保険税で28万8,000円、不納欠損処分されています。その理由は、時効消滅などやむを得ないものと思います。法に照らし合わせ、適切な処理は必要と思いますが、完納者との不均衡が生じないよう、今後一層の努力をお願いします。

今回の決算審査では、村が交付している補助金、工事及び委託事業について抽出で調査を行いました。

工事及び委託事業については適正に管理されておりました。補助金については、規則、要綱に基づいておおむね適正に処理されておりましたが、実績報告書の提出のない補助事業がありましたので、早急に整備するよう担当者に指示しました。

既に29年度も上半期が終わろうとしています。28年度の検証も踏まえ、29年度の着実な事業推進が図られると思いますが、創意と工夫で豊かさが実感できる行政運営を期待し、決算意見とします。

次のページからは、各会計の歳入歳出の決算状況を載せておりますけれども、朗読は省略をさせていただきます。

○議長（服田順次君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。明日12日は全員協議会開催のため、13日は議案調査のため、休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、12日は全員協議会開催のため、13日は議案調査のため、休会とすることに決定しました。

明日12日の全員協議会は午前9時30分から協議会室にて、また14日の本会議は午前9時30分から会議を開きますのでお願いをいたします。

それでは、本日はこれで延会します。

午後3時42分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 服 田 順 次

署 名 議 員 今 井 美 和

署 名 議 員 今 井 美 道